

「インドを立去れ」運動におけるガンディーと国民會議派

四宮 宏貴
(北海道大学大学院)

Gandhi, Congress, and the 'Quit India' Movement

SHINOMIYA, Hiroki
Hokkaido University, Graduate School

Soon after the failure of the Cripps Mission, M. K. Gandhi suddenly changed his previous position and emerged as a radical freedom fighter in the arena of Indian politics. His firm position was that the British ruling power including the army must withdraw from India immediately and unconditionally. The 'Quit India' resolution of the Indian National Congress was adopted under the powerful influence of Gandhi.

This paper intends to study on the 'Quit India' Movement from the side of Gandhi and the Congress, and particularly to make clear such problems as follows:

- (1) the reason why Gandhi suddenly tried to make British ruling power withdraw from India even by starting a mass movement in that emergency situation.
- (2) the reason why and the way in which J. Nehru and A. K. Azad who opposed starting a mass movement in the early days of Gandhi's advocacy merged with Gandhi's position finally.
- (3) the reason why the movement suggested as a non-violent mass struggle by Gandhi and the Congress was not carried out so thoroughly and consistently.
- (4) the manner in which Gandhi and the Congress leaders acted for the suggested movement before their arrest, and in which their activities were reflected in the subsequent rebellion.

Through research and examination of the published speeches and writings of Gandhi and the Congress leaders with the information reported by the Government of India, the author has reached the following conclusions: (1) Gandhi was convinced of Britain's defeat if the British Government would continue their war effort without whole-hearted support of Indian people. For Gandhi the defence power was not anything but moral power based on justice. He tried to get independence immediately to relieve Indian people from the grievances under the war structure of the British Government and to release their energy and enthusiasm, which he thought was the only way to defend India. Thus Gandhi's activity, which J. Nehru and A. K. Azad recognized as an offensive move, was started by him as a defensive move.

(2) The 'Quit India' resolution was the product of a compromise between Gandhi on the one hand and J. Nehru and A. K. Azad on the other. The former gave way to the continued presence of the Allied troops in India, and the latter gave way to starting a mass struggle. J. Nehru and A. K. Azad were forced to compromise for the following reasons: (i) they feared the split of the Congress, (ii) the war situation did not change for the better, (iii) they could not find any alternative way due to the breakdown of negotiation with Cripps.

(3) The agreement of J. Nehru and A. K. Azad to start the mass movement was not achieved until just before the Congress Working Committee meeting of Wardha on 6th July, 1942. Moreover they laid more hope on the pressure from the U.S.A. on the British Government than the suggested movement itself, and postponed the final decision till the All-India Congress Committee meeting in August. Thus the co-operation between Gandhi and the Congress was not so complete.

(4) The day Gandhi made clear his own programme for the suggested movement was two days before his arrest. But the discussion and the preparations for the suggested movement were carried on among the Congress leaders in their own way leaning on the speeches and writings of Gandhi, which were somewhat reflected in the subsequent rebellion.

I

「インドを立去れ」運動とは、1942年8月8日の印度国民會議派全国委員会（以下会議派と略記）における「インドを立去れ」決議翌日の8月9日早朝、政府当局がガンディーをはじめとする会議派指導者を一斉逮捕したのにつづいて印度全土で展開された一大反英闘争である¹⁾。会議派は「インドを立去れ」決議において、イギリスに対して印度

からの無条件即時撤退要求をするとともに、もしこの要求が拒絶された場合にはガンディーの指導の下に反英大衆闘争を開始することを宣言していた。しかし、この指導者の一斉逮捕により、予定されていた運動はガンディーならびに会議派指導部を離れた形で展開されることとなった。しかもその闘争型態は、ガンディーと会議派が非暴力闘争を遂行する何度も公言していたにもかかわらず、非暴力の原則から大きく逸脱した放火、破壊活動、

1) 「インドを立去れ運動」(Quit India Movement)という呼称が、いつ、だれによって最初に用いられたのかは、明らかでない。しかし、1942年8月8日の会議派全国委員会決議に「インドを立去れ」(Quit India)決議と名付けたのがB.B.C.放送であることから考えて(Mansergh (ed.) 1971, No. 496, p. 650), 報道機関がこの反英反乱を報道するにあたって、この呼称を用いたものと思われる。ガンディーによる闘争とは、大衆的にせよ個人的にせよ、非暴力不服従運動に他ならなかった。彼は、逮捕前しばしば、自ら指導する予定の闘争を「運動」という言葉で表現し、ガンディーに会見した報道関係者も、このガンディーの表現に従っていた。故に、「インドを立去れ運動」という呼称は、勃発した反乱をガンディー、会議派と直接結びつけることによって生まれたものといつてもよい。しかし、ガンディーも会議派も、この反乱が彼らの指導に基づいたものであるとするイギリス側の主張を真っ向から否定した。だとすれば、「インドを立去れ運動」という呼称はイギリス側の政治的立場と一致することになり、無前提には使えない。印度政府発行の『インド独立史』(Chand 1972 pp. 362-423)が、「インドを立去れ運動」という表現を避け、「自然発生的反乱」(Spontaneous Revolution)という名称でこの反乱を表現している理由はここにある。なお本稿では、桑島昭氏の用例に従い、この反乱を「インドを立去れ」運動と表現するが(桑島 1971, 1972), それは、この反乱がガンディーから離れながらも、離れてことなく展開されたという理由による。

殺人をともなった暴力的な反乱の様相を呈した。

この反乱の原因についての政府当局とガンディーの見解は真っ向から対立している。インド政府は1943年2月13日、主としてアメリカの世論工作を目的とした宣伝パンフレット『1942-43年の騒動における会議派の責任』(以下『会議派の責任』と略記)を発行し、(1)会議派要求拒否の正当性、(2)ガンディー、会議派指導者に対する事前の一斉逮捕措置の正当性、(3)連合国の戦争努力を妨げた騒動の責任がガンディーと会議派にあること、を主張した²⁾。これに対してガンディーは、1943年7月15日付のトトゥナム宛の書簡(R. Tottenham, インド政府内務省書記官、『会議派の責任』作成の責任者)において、(1)運動の全責任は彼自身に委ねられていた、(2)彼は運動に関する指示を一切出さなかったので、予定されていた運動は開始されなかった、(3)従って、生じた騒動は政府当局のガンディー、会議派指導者逮捕に対する自然発生的大衆蜂起であり、その責任は政府当局にある、と主張している³⁾。

この反英反乱ともいえる「インドを立去れ」運動が自然発生的大衆蜂起であったのか、あるいは、ガンディー、会議派による準備活動の産物であったのか、という問題に対して最も説得的な論証を試みているのはアルンチャンドラ・ブフヤンである⁴⁾。彼はこの運動を、1942年8月末頃までのものとそれ以降の

ものとに時期区分し、前者はガンディー、会議派指導者逮捕に対する自然発生的大衆蜂起、後者は会議派社会党指導者を中心とし、逮捕をのがれた会議派下級指導者、前衛ブラックの活動家、共産主義者、革命家、テロリストから成る地下組織の指導による反英闘争という説を展開している。筆者はこのブフヤンの見解を大旨支持する。しかし、この初期の運動を純然たる自然発生的大衆蜂起としてしまうことには疑問を感じる。この問題については本論で論じることとする。

「インドを立去れ」運動の全体像の再構成を困難なものにしてきた大きな原因是、逮捕以前のガンディーならびに会議派指導者の活動と、彼らの逮捕後成立する地下組織の活動の実態を明らかにするまでの史料的制約にあった。そして、ブフヤンの研究の長所は、近年公開にされた多くの新しい史料を十分に利用することによりこの地下組織の活動の実態を明らかにし、運動の全体像を鮮明にしたことにある。

本稿は、このブフヤンの研究の後を受けて、「インドを立去れ」運動に関する政府当局の秘密調査報告書である「ウィキンダン報告」(Wickenden's Report)を基本史料として用い、逮捕以前のガンディーならびに会議派の動向に光を当てようとするものであるが、それは前述の問題点も含め、これまで残されてきた以下の問題を中心に考察することになる⁵⁾。

2) Government of India 1943.

3) Government of India (ed.) 1944, pp. 34-111.

4) Bhuyan 1975.

5) 「ウィキンダン報告」とは、インド政府の依頼により、当時インド中央州の裁判官であった T. D. ウィキンダン (Thomas Douglas Wickenden) が1943年11月29日に完成した「インドを立去れ」運動に関する秘密調査報告書である。彼の任務は、「インドを立去れ」運動との関係で収集されていた膨大な量の資料を調査・整理し、それらの資料が、ガンディー、会議派指導者に裁判で有罪判決 (イギリス女王に対する反逆罪) を下すにあたって、どれ程法的根拠となり得るかを報告することにあった。この報告書は、P. N. チョプラ (P. N. Chopra) により初めて公刊され、それは、全198頁の報告書の本体と、報告部分が依拠した全181頁の資料集とからなっている。なお、この資料集は、Secret Evidence, Part I (I), Secret Evidence, Part II (II), Supplementary Evidence (S), Appendices to Secret Evidence A-D (それぞれ A, B, C, D), Miscellaneous Secret Evidence (M), Appendices to Fortnightly Press (FP) に分類されているため、便宜上、かっこ内の記号とそれぞれの資料番号を用い、Chopra (ed.) 1976, I-5, p. 219, Chopra (ed.) 1976, A-8, p. 335 というように表示することとする。ただし、報告書の本体については、頁数の表示のみとする。

(1) ガンディーは、なぜ、この時期に、従来の姿勢を突然変え、イギリスのインド統治機構の全面撤退を実現させようと決意したのか。

(2) 会議派指導部は、なぜ、どのように、このような路線に同調したのか。

(3) 予定されていた運動は、なぜ、このような変則的なものになったのか。

(4) 逮捕以前のガンディーならびに会議派の活動と生じた反乱はどのように関係するのか。

ただし、本稿の目的が第2次大戦期におけるガンディー、会議派の動向を彼らの側から再構成することにあり、イギリス側の主張していた反乱の責任の所在を明らかにすることにあるのでないことは勿論である。

II

「インドを立去れ」決議の特徴は、個別要求を掲げることなくインドの無条件即時独立を要求し、しかもその実現の手段として、大衆的非暴力不服従運動を宣言したことにある。こうした路線は会議派史上初めてのことであった⁶⁾。

会議派をこうした路線に導いてきたのがガンディーであったということ、そして、その過程で会議派内部に深刻な意見の対立があったことは既に示唆されている⁷⁾。

ここでは、この8月8日の「インドを立去れ」決議に先立つ会議派の動きを、主として、以下の決議ならびに決議案を比較検討することにより、この間の会議派内部における意見の調整過程を整理してみたい⁸⁾。

(a) 1942年4月27日付の、会議派運営委員会（アラハーバード）に提出されたガンディーによる決議案。

(b) プラサード (Rajendra Prasad) による(a)の修正案。

(c) 1942年5月1日の会議派全国委員会（アラハーバード）決議。

(d) 1942年7月14日の会議派運営委員会（ワルダー）決議。

会議派が最初にイギリスに対するインドからの無条件即時撤退要求を議論するのは、(a)の決議案をめぐってである。このガンディーによる決議案は要旨以下のとおりである。

(1) クリップス提案は、イギリス帝国主義の本質をかつてなかった程むき出しにしたものである。

(2) イギリスの利益とインドの利益の間に本質的な対立がある。従って両者の防衛方針の間には当然違いがあり、イギリスのインドにおける戦争努力はイギリス帝国の防衛を目的とし、インド軍はインド支配のために機能している。

(3) インドの藩王ならびに少数派を保護しなければならないというのは、インド支配を継続するための口実にすぎない。これらの問題はイギリス支配によって創出されたものであり、イギリス（のインド統治機構）の撤退とともに消滅するであろう。

(4) 日本の戦争相手はインドではなくイギリス帝国であり、インドの参戦はインド人の同意によってなされたのではなく、イギリスによる一方的な行為であった。

(5) 会議派は、イギリスにインドの防衛能力はないと考える。

(6) 会議派は、もしイギリスがインドから撤退しても、インドは日本ならびにその他の侵略から自らを防衛できると考えている。それ故、イギリスはインドから撤退すべきである。会議派はイギリスに、イギリス自身の保全、インドの保全、そして彼らがいう所の世界平和に向けての闘争のために、たとえアジア・アフリカの全植民地は放棄しなくとも、少なくともインド支配だけは放棄することを

6) この決議文は、Mansergh (ed.) 1971, No. 470, pp. 621-4.

7) Bhuyan 1975 pp. 38-48.

8) ここで取り上げた (a), (b), (c) の原文は、Mansergh (ed.) 1971, Enclosure to No. 43, pp. 66-70. (d) の原文は、Mansergh (ed.) 1971, No. 265, pp. 385-7.

要求する。

(7) 会議派は日本政府とその人民に、インドが、日本ならびにその他のいかなる国家に対しても敵意を抱いていないことを確約する。

(8) インドがもし自由になったならば、独立インドの第1にとるべき措置は日本との交渉となるであろう。

(9) 会議派が望んでいるものは、すべての外国支配からの自由である。会議派はこのための闘争への共感はよろこんで享受するが、しかし、外国の軍事援助は必要としない。

(10) 会議派は自らの自由を自らの非暴力の力で獲得し、同様にそれを維持するつもりである。従って会議派は、日本がインドに対してもいかなる計画も持たないことを希望する。

(11) もし日本がインドを侵略したならば、会議派はそれを非協力で迎えるであろう。

(12) 会議派は、外国の軍隊をインドに導入することはインドの利益を考えた場合に有害で、かつ、インドの自由への闘争にとって危険であると考える⁹⁾。それ故会議派は、現在インドに駐留する外国の軍隊を撤退し、そして、今後もそれを導入しないことを要求する。

(13) イギリスがインドから撤退しようとすると、失業を一掃し、貧富の間に橋をかけ、コミュナル対立を消滅し、不可触民差別を撤廃し、強盗をなくすることが我々の義務である。この国家建設の仕事を遂行しなければ自由は夢にとどまり、非暴力、暴力のいずれをもってしてもそれは達成できないであろう。

以上、ガンディーの決議案をみてきたが、ここでは次の4点に注意する必要がある。

(イ) この決議案で要求されているものは、連合国軍の撤退と、軍隊を含めたすべてのイギリスのインド統治機構の撤退である。

(ロ) 上記の要求の段階では、イギリスに対する大衆的非暴力不服従運動はまだ提起され

ていない。

(ハ) 独立インドの最初の仕事として、日本との交渉をあげている。

(ニ) 独立インドが侵略と闘うのは非暴力不服従の手段によるとしている。

(ホ) は(a)の修正案であるが、それは、日本との交渉への言及を削除している他は(独立インドは戦争を静観することを望む、としており、主旨はガンディーのそれと同じと考えてよい)、部分的に調子を弱めているものの、全体的な内容においては(a)と大差ないとみてよい。

アラハーバードの会議派事務所から押収されたこの運営委員会の議事録は、運営委員会決議をめぐって激しい議論がなされたことを物語っている¹⁰⁾。この間、プラサード修正のガンディーの決議案は運営委員会の合意を得ることができず、議長アーザード(A. K. Azad)はネルーに新たな決議案の作成を指示した。ネルーはこの指示に従い新たに決議案を作成するが、これも合意が得られず、更にこの修正案を作成した(ネルーの最初の決議案はみることができない。後の修正案は、後述するように、5月1日の会議派全国委員会決議となる)。しかし、それにもかかわらず運営委員会の合意は得られず、議長は5月1日午前の会議において、プラサード修正のガンディーの決議案とネルーの決議案を採決にかけた。結果は以下のとおりで、プラサード修正のガンディー案が運営委員会を通過した¹¹⁾。

プラサード修正のガンディー案支持: R. プラサード, S. V. パテール(S. V. Patel), J. B. クリパラーニー(J. B. Kripalani), S. R. デー(Shankar Rao Deo), S. ナイドゥー(Sarojini Naidu), P. C. ゴーシュ(Profulla Chandra Ghosh)。

ネルー案支持: J. ネルー, G. B. パント

9) 1942年3月にアメリカ軍のインド駐留が開始された。Chopra(ed.) 1976, p. 152.

10) Mansergh (ed.) 1971, Enclosure to No. 113, pp. 158-64. なお、この会議にはガンディーは出席していない。ガンディーの決議案は彼の弟子ミラー・ベン(Miss Madeline Slade, 前イギリス東インド艦隊総司令官, 海軍大将 Sir Edmond Slade の娘, 通称 Mira Ben で知られている)によって会議に提出された。

(Govind Ballabh Pant), B. デーサーイー (Bhullabhai Desai), アーサフ・アリー (Asaf Ali)。

しかし、議長アーザードは、5月1日午後の会議においてこの問題を再度取り上げ、プラサード修正のガンディー案支持者に対して、ネルー案の受諾と、それを絶対多数の決議とするよう要請した。彼らはこの議長要請を受諾し、こうしてネルー案が G. B. パントにより同日の会議派全国委員会に提出され、全国委員会決議として承認された。これが(c)である。

この間の討論における両派の主張を概観するならば、それは以下のようになる¹²⁾。

ガンディー派：(1) 日本のインド侵略が迫っている状況において、イギリスはインドを防衛することができないだけでなく、インド人自らが祖国を防衛することも許さないでいる。故に、イギリスに対する即時撤退要求は適切なものである、(2) インドが欲しているのは連合国にも枢軸国にも属さない中立的立場であり、ガンディーの決議案はこれをよく伝えている。それは日本の侵略に対しても抵抗するという立場を表明しているので、それを親日的なものとする批判はまちがいである、(3) ガンディーの指導は常に正しい¹³⁾。

ネルー=アーザード派：(1) イギリスは軍

事的理由からも、インドから撤退しないであろう、(2) イギリス軍ならびにイギリス行政機構の全面的な撤退はインドに少なくとも一時的な真空地帯を創出し、日本にインド侵略の絶好の機会を与えるであろう、(3) イギリスへの撤退要求は、必然的にイギリスのみならず連合国全体を敵にまわすこととなろう、(4) たとえ日本がインドの独立を承認したとしても、日本はインドに対し様々な軍事戦略上の便宜を要求し、インドは必然的に枢軸国の側に身をおくこととなろう、(5) 日本がイギリスの撤退にもかかわらずインドを侵略したならば、インドは非暴力不服従でそれを阻止できない。

両者の間にはとともに、インド侵略の深刻な危機意識、クリップス交渉決裂によって生じた手詰り状態、そして、ニュアンスの違いはあるものの、連合国への共感という共通の土台がありながら、前者は民族自決主義に基づく一種の原則的な接近法を試み、後者は国際政治の動きをふまえ、政治的判断に基づいた現実的な接近法を試みたといってよいであろう。しかし、両者の間には、防衛力のとらえ方ならびに戦況の予測について、基本的な違いもあったと考えられる。この点については後述することとする。

こうして通過した会議派全国委員会決議(c)

- 11) 1942年5月15日のポンベイ、グジャラートの会議派メンバーとの会談でガンディーが語っているように、会議派内部には、ラージャゴーパーラーチャリーを代表とするもうひとつのグループがあった。Mansergh (ed.) 1971, Enclosure 2 to No. 90, p. 131. しかし、彼は、インド防衛を第1とする立場から、クリップス交渉決裂後、会議派中央にはかることなく独自にパーキスター要求受諾、イギリス政府との和解という方針を打ち出したため会議派内部で批判され、1942年4月30日運営委員会に辞表を提出し、同日受理された。この理由から、彼はこの会議には出席しているものの、採決には加わっていない。また、他に7名の会議派メンバーがこの会議に招待されていたが、彼らの立場は以下のようであった。プラサード修正のガンディー案支持：J. ダウラトーム (Jairamdas Daulatram), A. N. デオ (Acharya Narendra Deo), A. パトワルダーン (Achyut Patwardhan), G. バルドロイ (Gopinath Bardoloi), B. ダース (Bishwanath Das). ネルー案支持：S. サティヤームルティー (Shri Satyamurthi), V. パンディット夫人 (Vijayalaxmi Pandit).
- 12) ここでのガンディー派、ネルー=アーザード派という分類は、このガンディーの路線をめぐる政治的立場を基準として行ったもので、便宜的な措置にすぎない。それぞれ、先に示したプラサード修正のガンディー案、ネルー案の支持者を総称したものである。
- 13) これはパテールの発言を引いたものであるが、アーザードは、7月のワルダーでの運営委員会でもみられたパテール、プラサード、J. B. クリパラーニーのこうした姿勢を、「彼らはめったに自分で事を判断しようとはしなかった」と酷評している。Azad 1964, p. 75.

は、ガンディーの決議案(a)とは全く異ったものとなつた。その基本的な相違点は以下のとおりである。

(1) 日本との交渉の可能性を完全に否定している。

(2) イギリスのインド支配の即時放棄を要求しているものの、そこで要求されているものは、イギリスのインド統治機構の全面的な撤退ではなく、インドの独立に基づいた、適切な権力分担による英印間の眞の戦争協力体制の確立である。

(3) イギリス軍を含めた連合国軍の撤退については、何ら言及していない。

(4) 英印間に眞の戦争協力体制が確立された場合におけるインドの戦争協力の在り方(非暴力によるのか、あるいは、武力の使用がなされるのか)についても、言及を避けている。

具体的な言及を避けている点については、両者に対して各々の解釈の余地を残しているが、ネルーの側からみると、この決議は明らかにクリップス交渉における会議派の要求の反復といえよう。

こうした会議派の姿勢は、7月14日の運営委員会決議(d)で大きく転換する。この会議に関する政府側の情報によれば、ここにおいても、ガンディーによる決議案をネルーが中心となり修正して行く形で議事がすすめられたことをみてとれる¹⁴⁾。

この決議の特徴は以下のとおりである。

(1) イギリスに対して、インドからの即時撤退を要求しているが、この要求はすべてのイギリス人、すべてのインド統治機構の撤退を要求するものではないとして、その意味を明確にし、独立インドが連合国軍のインド駐留を保証することを確約している。

(2) 英印間に眞の戦争協力体制が確立された場合における、独立インドの戦争協力の在

り方(非暴力によるのか、あるいは、武力の使用がなされるのか)については言及をしていない。

(3) イギリスがこの即時撤退要求を拒絶したならば、ガンディーの指導の下に非暴力闘争を開始することを明確にしている。

(4) この運営委員会決議で取り上げた問題の最終決定はボンベイでの全国委員会に委ねるとし、その開催日を8月7日と予告している。

1942年8月8日の会議派全国委員会決議は、内容的にみるならば、この運営委員会決議(d)を承認したものであるが、その特徴は以下のとおりである。

(1) 独立インドが連合国の同盟国となり、武力と非暴力の両方を用い、連合国と協力して全力でインド防衛に努力することを約束している。

(2) イギリスが会議派の要求を拒絶した場合に開始される闘争を、非暴力に基づく大衆闘争と規定し、独立を願うすべてのインド人に参加を呼びかけている。

(3) もし会議派指導部が機能できない状態になったならば、これまでに出されてきた大まかな指示の範囲内で、独自の判断に基づいて活動するよう闘争参加者に呼びかけている。

(4) イギリスに対する即時撤退要求が、イギリスのみならず連合国に対する訴えでもあることを、この決議は明記している¹⁵⁾。

以上、クリップス交渉決裂直後から「インドを立去れ」決議までの会議派の動きを、その決議ならびに決議案を中心にみてきたが、そこから以下のことが明らかである。

(1) 「インドを立去れ」決議は、クリップス交渉の決裂を背景として、ガンディーの民族自決権の主張によって導かれたものである。

(2) クリップス交渉の過程でみられた会議

14) Chopra (ed.) 1976 I-37, pp. 233-6. なお、この情報は、この会議の期間中会議派運営委員会メンバーの1人と接触をとってきた者によってもたらされたものとされているが、それが誰であるかは不明である。

15) 会議派は、この決議文に会議派議長からの書簡を添えて、ルーズベルト大統領に送ることを決めていた。Azad 1964, p. 84.

派内部の意見の対立は、この間の路線決定過程にも明確にみることができる。

(3) 「インドを立去れ」決議は、会議派内部におけるガンディー派とネルーアーザード派の妥協の産物であり、ガンディー派が、イギリス軍を含めた連合国軍のインド駐留と独立インドの侵略に対する武力抵抗の承認、ネルーアーザード派が、イギリスに対するインドからの即時撤退要求と、その実現手段としての大衆的非暴力不服従運動の遂行、にそれぞれ互いに譲歩することによって成立した。

III

アーザードはクリップス交渉決裂後のガンディーの変貌ぶりを、「クリップスの帰国後、私は、ガンディーの姿勢に著しい変化を発見した」と、大きな驚きをこめて描いている¹⁶⁾。この変貌ぶりは誰の目にも明らかであった。個人的非暴力不服従運動が顕著に示しているように、第2次世界大戦勃発当初からクリップス交渉までのガンディーは、ネルー、アーザード等の強い要望にもかかわらず、非暴力不服従運動を大衆運動にすることを避けってきた。しかし、クリップス交渉決裂後、両者の立場は完全に逆転することとなる。ガンディーは、大衆的非暴力不服従運動と結合した、イギリスに対する無条件即時撤退要求とともに、インドの政治舞台に登場してくるのである。

ガンディーがイギリスに対する即時撤退要求の考えを最初に表明したのは、クリップス交渉決裂直後に書いたイギリスの友人ホーリス・アレグザンダー (Horace Gundry Alexander) 宛の書簡においてだとされてい

る¹⁷⁾。ガンディー自身の言葉によるならば、月曜日の沈黙の日に、突然その考えが彼をとらえた、ことになる¹⁸⁾。前後の事情から判断して、この沈黙の日は1942年4月13日のことと考えて間違いかろう。

ガンディーをこの判断に導いた動機については後に検討することにして、次に、ガンディーの言葉から彼の要求を様々な角度から分析・整理することとする。それは以下のとおりである。

(1) ガンディーの要求は片務的なものであり、インドがその後どうするのかに関係なく、イギリスに対してインドからの即時撤退を要求するものであった¹⁹⁾。

(2) イギリスにとって選択できる道は、撤退するかしないかのいずれかであり、中間の道はあり得なかった²⁰⁾。

(3) ガンディーがほしがっていたインドの独立は、今すぐの独立であり、彼は、戦後の約束、あるいは、戦後の独立には関心がなかった²¹⁾。

(4) ガンディーにとって、イギリスに対する即時撤退要求は、イギリスの戦争努力を妨害することにはならなかった。イギリスが自らの利益になると彼は考えたからである。従って、ガンディーによれば、この要求はイギリスに対する忠告であり、「通常、忠告とは、受諾されるという考え方でなされるもの」であった。それ故、イギリスに対する即時撤退要求は、これまで彼が採用してきたイギリスの戦争努力に対する非妨害政策とまったく矛盾せず、この非妨害政策が妨害政策（大衆的非暴力不服従運動）に結果するのは、イギリスが彼の忠告を拒否した

16) Azad 1964, p. 72.

17) Tendulkar 1953, p. 92. なお、テンドゥルカルはこの書簡の日付を記していないが、ウィキンダンはそれを、1942年4月22日付としている。Chopra (ed.) 1976, p. 172.

18) Tendulkar 1953, p. 124.

19) 1942年6月初旬（4～11日）のアメリカ人ジャーナリスト、ルイス・フィッシャー (Louis Fisher)との一連の会談での発言。Tendulkar 1953, p. 126.

20) 注19)の会談での発言。Tendulkar 1953, p. 123.

21) 注19)の会談での発言。Tendulkar 1953, p. 117.

時であり、その責任は彼ではなくイギリスが取るべきものである、というのがガンディーの論理であった²²⁾。

(5) ガンディーは、イギリスの撤退の後に無秩序の到来を予測していた。そして、ガンディーがイギリスに要求していたものは、この無秩序（ガンディーの言葉に従えば、「インドを神の手に」）であった²³⁾。

(6) ガンディーが当時インドにみたものは、「秩序付けられた無秩序」(ordered anarchy)であり、彼はこれを、イギリスがすみやかに撤退した場合、また、イギリスが撤退要求を拒否した場合に生ずる無秩序よりも悪いものと確信していた²⁴⁾。

(7) イギリスの撤退によって生ずる無秩序のなかから、インドの人々は、22年間にわたる非暴力の訓練によって、眞の「人民のための秩序」(popular order)を創り出すであろうとガンディーは信じていたし、また、そう信じたいと願っていた。そして、それは、インドのあらゆる人々を代表する臨時国民政府の樹立に他ならなかった²⁵⁾。

(8) この臨時国民政府によって代表される独立インドが、連合国に戦争努力をどのように援助するのか、という点についてガンディーは、推測の域を出ないとしていたが、彼が

希望していた方法は、精神的な支援 (morale support) であった。すなわち、イギリスの撤退により、インドに蔓延していたイギリスに対する敵意は親英感情に、親日感情は抵抗の精神に変わり、インドは、日本の侵略から自らの自由を防衛するために全力をつくすことになるであろう、このことが連合国への大きな援助となる、というのがガンディーの考えであった²⁶⁾。

以上から明らかなことは、ガンディーは、このイギリスに対する無条件即時撤退要求という路線を、インドにおけるコムニナル対立の激化、日本軍のインド接近という状況のなかで、インドの独立と防衛、そしてこの両者と密接に関係する、従来会議派が採用してきた、イギリスの戦争努力に対するインド人側の非妨害政策という、イギリスのインド統治を前提とする、それゆえインドの独立とは矛盾する3つの基本的課題を止揚するものとして打ち出していたということである。しかも、「私がインドにほしいのは、あらゆる外国支配の停止 (a respite) であります。私はもう我慢ができないなっている。私はもうこれ以上待てない²⁷⁾」、「私はこの自分の立場にいかなる欠陥もないと考えています。これは、私自身のなかで自問自答を重ねに重ねた末に到達した結論であります²⁸⁾」と語っているよう

- 22) 1942年5月15日のボンベイ、グジャラートの会議派メンバーとの会談での発言。 Mansergh (ed.) 1971, Enclosure 2 to No. 90, p. 129.
- 23) ガンディーのこの種の発言は実に多い。例えば、1942年5月16日のボンベイでの記者会見における発言。 Mansergh (ed.) 1971, No. 67, p. 96.
- 24) 中央州の有志との会談における発言。これは、マハーデーブ・デーサーイーにより、1942年6月7日付の「ハリジャーン」紙に掲載された。 Mansergh (ed.) 1971, No. 134, p. 194. なお、ガンディーはここで、武装していない人々はすさまじい暴力やアナーキーを創り出せないと述べたといわれる。
- 25) 注23)記載の記者会見での発言と、1942年6月14日付「ハリジャーン」紙掲載記事から要約した。 Mansergh (ed.) 1971, No. 144, p. 205. なお、ガンディーはこの記事で、ここに到達する道においては自己抑制のみが唯一の道案内となるであろう、と述べている。また、彼は、先述のルイス・フィッシャーとの会談で、この混乱状態が15日はつづくかもしれない、と述べている。 Tendulkar 1953, p. 122.
- 26) 1942年6月14日付、6月21日付の「ハリジャーン」紙掲載記事から要約した。順に、Mansergh (ed.) 1971, No. 144, pp. 205-7, No. 173, pp. 247-8.
- 27) 注19)の会談での発言。 Tendulkar 1953, p. 119.
- 28) 1942年6月中旬の、AP通信のアメリカ人記者 P. グロウバー (Preston Grover) との会談での発言。 Tendulkar 1953, p. 137.

に、この要求はガンディーの信念ともなっていたといえる。

この即時撤退要求が、大衆的非暴力不服従運動をその実現手段として最初に登場してくるのは、文献的には、1942年5月15日のボンベイ、グジャラートの会議派指導者との会談においてであるが、これは、初めからガンディーの構想の一部であったとみる方が自然であろう²⁹⁾。

この考えがガンディーのなかで形をとるとえると、すぐに彼は活動を開始した。会議派とインド人大衆への働きかけである。前述したように、ガンディーは、4月27日、会議派運営委員会に自らの決議案を提出した。しかし会議派は、このガンディー案の骨子であった連合国軍の即時撤退、ならびに軍隊（イギリス軍）を含めたイギリスの全インド統治機構の無条件即時撤退要求を削除してしまった。ガンディーがこのネルー案に基づく会議派全国委員会決議に不満であったことは、1942年5月20日付のB. デーサーイーからアーザードに宛てた書簡からも明らかである³⁰⁾。しかし一方で、ガンディーにはネルー、アーザードを説得する自信があったことも確かである³¹⁾。プラサードからアヌグラハ・ナーラーヤン・シンハ（Anugraha Narayan Sinha、前ビハール州財政大臣）に宛てた1942年5月6日付書簡³²⁾、また、パテールからJ. B. クリパラーニーに宛てた同年5月26日付書簡³³⁾は、ガンディーが説得のためにプラサード、パテール、アーザード等の会議派指導者をワル

ダーのセーヴァーグラーム・アーシュラムに召集したことを伝えている。ウィキンダンは、この訪問が5月一杯、あるいは6月になってしましばしば行なわれたと報告している³⁴⁾。この間の会談で何が話し合われ、そして、何が合意されたのかということの詳細は不明であるが、注目すべきことは、6月14日付の「ハリジャン」紙の記事³⁵⁾、そして、同日付の蔣介石に宛てた書簡³⁶⁾において、ガンディーが、すべてのイギリスのインド統治機構の即時撤退要求を放棄して、独立インドと連合国との間の条約に基づくという条件付きではあるが、イギリス軍を含めた連合国軍のインド駐留を承認したことである。ガンディーがこのような考えを公表したのは、これが初めてのことである。ガンディーはAP通信記者グロウバーとの記者会見において、この理由を、もしインド全体が真の非暴力に到達しているならば、インドはそれで日本の侵略からインドを防衛することが可能である、しかし、私には今、そのようにいえる自信はない、こうした状況で連合国軍の即時撤退を要求することは偽善的な行為となるばかりか、それを必要とする中国を含めた連合国に対する暴力行為となろう、だが、インドに関していえば、インドは日本と何の争い事もないで、防衛のための軍隊は必要としない、と述べている³⁷⁾。こうした路線修正の直接的契機についてガンディーは、「私の初期の著述には、明らかにひとつの欠陥があった。私はそれを多くの会見者(interviewers)のうちのひとりに

29) Mansergh (ed.) 1971, Enclosure 2 to No. 90, p. 129.

30) Chopra (ed.) 1976, I-8, p. 223.

31) 1942年5月15日の、ボンベイ、グジャラートの会議派メンバーとの会談で、ガンディーは、アーザード、ネルー、ラージャゴーパーラーチャリー、そして彼の4つの立場が現在あるが、最終的には、ネルー、アーザードはガンディーと立場をひとつにするであろう、と述べている。Mansergh (ed.) 1971, Enclosure 2 to No. 90, p. 131.

32) Chopra (ed.) 1976, I-3, p. 218.

33) Chopra (ed.) 1976, I-12, p. 224.

34) Chopra (ed.) 1976, p. 19.

35) Mansergh (ed.) 1971, No. 144, pp. 205-7.

36) Tendulkar 1953, pp. 141-4.

37) Tendulkar 1953, pp. 138-9.

指摘され、すぐに直した³⁸⁾」としか語っていないが、これは6月初旬のルイス・フィッシャーとの会談を指していると考えてよからう³⁹⁾。しかし、先のワルダーでの会議派指導者との一連の会談において、この連合国軍の撤退問題が何度も取り上げられ、そして、その話し合いをとおして、ガンディーが多くの国際的要因にも関心を払うようになっていたことは、会議派社会党指導者、ラームナーダン・ミスラ (Ram Nandan Misra) の供述やネルーの著作からも明らかである⁴⁰⁾。

このガンディーの路線修正が、会議派の支持を獲得するためのネルー=アーザード派に対する譲歩であったのかどうかについては推測の域を出ないが、いずれにしてもこの措置が、ネルー=アーザード派、ひいては会議派とガンディーを接近させる上で大きな役割を果たしたことは疑いない。だが、この措置によってガンディーが、大衆的非暴力不服従運動への会議派の全面的支持を取り付けた訳ではなかった。1942年6月20日付の政府当局の調査報告書は、この段階でアーザードはまだ会議派がそのような運動を開始することを問題外と考えており、ガンディーが独自に行っていた来たるべき運動に向けての調査、情宣活動に同調しないようベンガルの会議派活動家に指示したことを伝えている⁴¹⁾。また1942年6月17日付の政府当局の調査報告書も、ワルダーのセーヴァーグラーム・アーシュラムと密接な関係にある人物からの情報として、ネルー、アーザードが非常事態にそうした運動を開始することに反対しており、その問題の最終決定が7月の運営委員会に委ねられた

ことを伝えている⁴²⁾。

この会議派運営委員会は、ガンディーの参加の下に、7月6日から7月14日にかけてワルダーで開かれた。アーザードは、7月7日早朝にガンディーが彼に対して、我々の立場の間にはきわめて大きな違いがあるのでもはや一緒にはやって行けない（事実上アーザード、さらにはネルーに対する運営委員会からの辞職勧告に等しい）、という主旨の書簡を送ってきた時事態は頂点に達した、と述べているが、ここにおいても大衆的非暴力不服従運動をめぐり、ガンディー派とネルー=アーザード派との間に深刻な意見の対立があったことが知られる⁴³⁾。しかし、この運営委員会に関する政府当局の調査報告書から、ここにおいて最終的に、両者の間でこの問題についての大体の合意が得られたことがみてとれる⁴⁴⁾。このことは、会議派が、大衆的非暴力不服従運動を会議派要求の実現手段とするというガンディー路線に、基本的に合意したこと意味している。だが、この報告書にみる限り、会議派内部はこの時点においてもまだ流動的である。会議の詳細は不明であるが、報告書にみる限り、以下のように整理できる。

会議はガンディーが決議案を作成し、それをネルーが中心となり修正して行くという形ですすめられた。ガンディーの主張は、(1)事態は急を要するので、できるだけ早い機会に大衆的非暴力不服従運動を開始したい、(2)運動は全インド一斉にではなく、ある特定の地域から開始する、(3)運動開始前に従来どおりインド副王に書簡を送る、であった。そして、プラサード、ナーライドゥー、クリパラ

38) 注28)のグロウバーとの会談での発言。Tendulkar 1953, p. 138.

39) ルイス・フィッシャーは、彼との会談中における、ガンディーの「2分間の沈黙」の様子を伝えている。Tendulkar 1953, p. 117.

40) ミスラの供述は、Chopra (ed.) 1976, I-106, p. 260. ネルーの著述は、ネルー 1956, p. 662.

41) Chopra (ed.) 1976, I-27, p. 229.

42) Chopra (ed.) 1976, I-26, p. 229.

43) Azad 1964, p. 76.

44) Chopra (ed.) 1976, I-37, pp. 233-6. なお、この情報については注14)参照。また、この報告書が伝えているのは7月7日以降の会議の様子であり、ここからはそれ以前のこととは知ることができない。

ーニー, S. R. デーオ, P. C. ゴーシュ, シーターラーマイヤー, アブドゥル・ガッファール・カーン, サイイド・マフムード, マフターブ (*Hari Krishna Mahtab*), J. ダウラトラームは, どのようなものであろうともガンディーの決定に従うという立場をとった⁴⁵⁾。なおパテールについては, 彼が上記の(1)をガンディー以上に願っていたこと, そして, ガンディーの決議案を全面的に支持したこと以外は, この報告書からは知ることができない。こうした主張に対してアーサフ・アリーは, インド人大衆の十分な支持を得られない, 結果的に枢軸国を助けることになる, また, インドの独立に共感を示しているアメリカを刺激することになる, の理由から, 大衆的非暴力不服従運動の開始に反対したが, しかし彼も, 運営委員会がもしそのように決めたならばその決定に従うという立場をとった。政府当局の報告書が伝えていたりの模様は7月7日午後以降のものであるため, アーザードが述べているような, 大衆的非暴力不服従運動の開始そのものをめぐるガンディーとネルー, アーザードとの基本的対立はこの報告書にはみえない。この時点で両者の間には基本的合意が成立していたとみるべきであろう。報告書にみられるネルー, アーザードの主張は, (1) アメリカ, 中国がインドの独立のためにイギリスに対して圧力をかけるのを待つためにも, また, 来たるべき運動に向けた準備活動を行なうためにも, その開始までに十分な時間をかけるべきである, (2) 来たるべき運動は特定の地域に限定することなく, 藩王国を含めた全インドで一斉に開始すべきである, (3) 運動が開始されたならば, それを徹底して遂行するために, (たとえ暴力事件が発生しても) ガンディーは途中で断食をする

べきではない, であった。

この報告書は, ガンディーの決議案には会議派全国委員会を開催する予定が含まれていなかったこと, そして, ネルーが, 問題のすべての最終決定を会議派全国委員会に委ねできるだけ時間をかせぐ必要のあることを強調し, そのようにガンディーの決議案を修正したこと, これに対してガンディーが会議派全国委員会を8月中旬までには召集するよう提案したことを伝えている⁴⁶⁾。ガンディーはこの運営委員会直後の記者会見で, この会議においてはお互いに多くの譲歩のやり取りがなされたということ, そして, この運営委員会決議が彼にとって全面的に満足できるものではないということを明らかにしているが, 上記の譲歩も当然その内のひとつに数えられよう⁴⁷⁾。このようにネルー, アーザードは, 最後の段階までアメリカのイギリスに対する圧力にインド独立を託し, 大衆的非暴力不服従運動の開始をためらっていた。このことは, ガンディーへの会議派の支持が最後の段階まで不安定であったことを示すとともに, それに関連して, 「インドを立去れ」運動の変則性の一端を説明するであろう。

しかし, このように会議派の支持がきわめて不確実であったにもかかわらず, ガンディーの立場は終止一貫していた。そのことは, 彼がルイス・フィッシャーに次のように語っていることからも明らかである。「私は会議派を説得できないかもしれない。会議派の人々はこの機会に立ち上がらないかもしれない。しかし私はやる。私はインド人民に直接呼びかけるつもりであります⁴⁸⁾」, 「(大衆的非暴力不服従運動を遂行する) 組織は会議派であります。しかし彼らがそうしてくれなければ, 私は自分の組織を用います。それは私自身で

45) これは, この会議の模様を伝えたアーザードの記述と一致している。注13)参照。

46) 筆者は会議派規約 (Congress Constitution) の全文をみていないが, 運営委員会は, 全国委員会に諮ることなく, その決定を会議派の決定とすることができたようである。Rao 1958, pp. 60–61, 82–3.

47) Tendulkar 1953, p. 152.

48) Tendulkar 1953, p. 119.

す。私はひとつの考えに取りつかれた人間です。そのような人間がもし組織を得られなければ、自らが組織となるのです⁴⁹⁾」と。

こうした変わることのない強固な立場に基づきガンディーは、イギリスに対するインドからの無条件即時撤退要求の考えにとらえられた直後から、既に独自の活動を開始していた。大衆への働きかけは主として「ハリジャン」紙をとおしてなされた。ガンディーのこの要求が最初に「ハリジャン」紙に掲載されたのは、1942年4月26日号の記事「インドにおける外国人兵士」においてである⁵⁰⁾。彼はこの記事で、インド防衛のためと称されている英・米両軍のインドにおける戦争努力をとおしてインドの将来を垣間みても、そこにはインドの独立はまったくみえない、と米軍のインド駐留にも警告を発するとともに、もしイギリスがインドから立去れば、おそらく日本はインドを侵略しないであろうとして、イギリスに対して、英・印両国の安全のために、たとえその結果インドがどうなろうとも、インドからすみやかに即時撤退するように要求した。この記事が書かれたのは1942年4月19日であり、ガンディーが自らの新路線を公表したのはこれが最初であろう⁵¹⁾。これ以降、この種の記事はほとんど毎週「ハリジャン」紙に登場するが、ウィキンダンは、この間「ハリジャン」紙が従来翻訳されていなかつた言語に急激に翻訳され、発行されて行った

と指摘している⁵²⁾。

また、ガンディーが自らの弟子や自ら主宰する組織をとおして、来たるべき運動の準備を独自にすすめていたことも多く報告されている。例えば、1942年5月25日付のカルカッタからの政府当局の報告書は、ガンディーがクルシェド・ベン・ナオロジー(Miss Khurshed Ben Naoroji, ダーダーバーイ・ナオロジーの孫娘でガンディーの秘書)やミラー・ベン等の弟子を派遣して、日本軍の侵入が予想されたベンガル、オリッサ、アッサムの状況を調査させていたことを⁵³⁾、また、1942年6月29日付の「ハリジャン」紙は、ガンディーがワルダーでの「全インド紡糸工協会」の集会で、インドにもし大火災がおこっても逃げるべきではない、全インド紡糸工協会は危険をおかさない組織といわれてはならない、と述べたことを伝えている⁵⁴⁾。さらに顕著なものとして、カンジ・ドゥワルカダース(Kanji Dwarkadas, 元自治連盟員、ポンベイの E. D. Sasoon Mills の労働監督官)は、同じ工場のサー・フレデリック・ストーン(Sir Frederick Stone)に宛てたノートで、ガンディーはこれまで政治の外においてきた「ガンディー奉仕協会」の25,000人の活動家を政治活動に投入している、と書いている⁵⁵⁾。このこと自体の真偽は明らかではないが、ガンディーが会議派の説得とは別に独自の準備活動をすすめていたことは、「全インド婦人協

-
- 49) Tendulkar 1953, pp. 124–5. なお、ガンディーは、「ガンディー奉仕協会」(Gandhi Sevak Sangh), 「全インド農村工業協会」(All India Village Industries Association), 「全インド紡糸工協会」(All India Spinners' Association, or All India Charkha Sangh), 「全インドハリジャン奉仕協会」(All India Harijan Sevak Sangh)などの組織を主宰していた。内藤1979, p. 18. プラサードは、「全インド紡糸工協会」の全財産(約400万ルピー)と全活動家をこの運動に捧げるということもあり得た、と当時を回顧している。Prasad 1957, p. 535.
- 50) Tendulkar 1953, pp. 93–4.
- 51) 『会議派の責任』は、この記事が書かれた日を4月19日としている。そして、ガンディー自身、このことを認めている。Government of India 1943, p. 1, Government of India (ed.) 1944, p. 35. 注17)に示したウィキンダンの指摘が正しければ、アレグザンダー宛書簡が書かれたのは、4月19日より前ということになる。
- 52) Chopra (ed.) 1976, p. 36.
- 53) Chopra (ed.) 1976, I-11, p. 224.
- 54) Chopra (ed.) 1976, p. 25.
- 55) Chopra (ed.) 1976, I-59, pp. 244–5.

会」(All India Women's Conference)の一員であったムリドゥッラー・サーラーバーイー(Mridula Sarabhai)がスチュータ・クリパラーニー(Mrs Sucheta Kripalani, J. B.クリパラーニーの妻)に宛てた1942年5月26日付の書簡で、「会議派とバーピー(ガンディー)の間に意見の違いが生じてから、この国ではふたつの組織が活動しているように見えます。バーピーは自らの弟子たちをとおして活動しており、会議派はといえば別の仕事をしています……そして、両者の間には協力関係がみられません」と述べていることからも裏付けられるであろう⁵⁶⁾。

IV

「インドを立去れ」決議に至るまでの、ガンディーと会議派の間における意見の調整過程については既に述べた。ここでは、『会議派の責任⁵⁷⁾』と『ウィキンダン報告⁵⁸⁾』というふたつの資料を検討することにより、以下の問題を考察してみたい。

(1) ガンディーはクリップス交渉決裂後、なぜ、従来の姿勢を突然変え、大衆的非暴力不服従運動を開始してまでもイギリスのインド統治機構の全面撤退を実現させようと決意したのか。

(2) ネルー、アーザードは、当初ガンディーの考えに強く反対していたにもかかわらず、なぜ、ガンディーの路線に合意するに至ったのか。

『会議派の責任』は、まず、1942年7月14日の会議派運営委員会決議と同年8月8日の会議派全国委員会決議に明示されている、イギリスに対する即時撤退要求の目的を、以下のように整理している。

(1) インドから外国支配を取り除く。
 (2) インド人大衆の間の、日本の侵略を受動的に迎えようとする危険な徴候をともなった反英感情の広まりをくい止め、彼らの間に

侵略に対する抵抗の精神を構築する。また、インドの大衆に独立を与えることにより、インドの防衛努力と連合国の戦争努力全体において、それのみがインドに効果的な役割を演じさせることができる彼らのエネルギーと情熱を解放する。

(3) 分割統治政策を遂行してきた外国支配を取り除くことにより、コミュニティ間の統一を達成し、インドを構成するすべての要素の代表から成る臨時国民政府を樹立する。

(4) すべての被支配者、被抑圧者を連合国側につけるとともに、連合国に精神面における真の指導力を与える。

(5) 外国支配下にあるアジア諸国が独立を達成するのを援助するとともに、これらの国々が二度と植民地支配を受けないようにする。

(6) 世界中の国々がその陸・海・空軍を解体し、人類共通の目的に向けて世界の資源を共同利用できるような世界連邦を樹立する。

以上、(1)～(3)は両決議に共通して、(4)～(6)は全国委員会決議のみにおいて明示されている。

上記のまとめは、各決議に照合してみて正確である。しかし、『会議派の責任』は、以下の理由から上記の(2)～(6)は会議派の真の目的ではなかったとしている。

まず(2)は印度人大衆の間に育っている反英感情を抑制するという目的と、これによりインドが戦争においてより効果的な役割を演じられるようにするという目的とから成っているが、前者については、こうした反英感情を煽ってきたのが会議派であることを考えれば、それが会議派の目的でなかったことは明らかである。また、後者については、次の理由からそれを会議派の真の目的とみることはできない——(a) ガンディーは、非暴力不服従で日本の侵略を阻止できないことを認めていた、(b) 会議派は連合国軍のインド駐留を約束していたが、それは、予定されていた臨時国民

56) Chopra (ed.) 1976, I-13, p. 225.

57) Government of India 1943, pp. 5-12.

58) Chopra (ed.) 1976, pp. 149-85.

政府と連合国との間で締結されることになる条約に基づくことを条件としており、その条約内容も、またその国民政府の性格も、さらには臨時国民政府の樹立そのものも不確かである、(c) 会議派がこの不確かな国民政府を代表してこのような約束をしたことは、会議派がそれを支配しようとしていたことを意味しており、その敗北主義的姿勢を考慮するならば、なおさらこの約束は信用できない。(3)については、会議派が上記のようにインド支配を目指している以上、問題にならない。(4)～(6)については、会議派が、連合国の戦況が不安定な時に、連合国の戦争努力を妨げることになるのが明らかな大衆運動を開始しようとしていたことを考えれば、それがアメリカやイギリスの批判をかわすために、後で付け加えられたものにすぎないことは明白である。

さらに『会議派の責任』は、残された(1)について、ガンディーは約束された独立を、なぜ、戦後まで待てなかつたのかという問題を設定し、これに対して次のような説明を与えていた――(a) クリップス交渉をとおして生じた分裂による会議派の内部からの崩壊を防ぎ、クリップス交渉によって政治意識の高揚した印度人大衆への会議派の影響力を回復しようとした、(b) ガンディーは連合国の敗北を確信しており、日本に降伏し、その様々な要求を受諾しても、インドを戦場となることによって被る荒廃から救おうとした。

以上のようにして『会議派の責任』は、ガンディー、そして会議派がイギリスに対して即時撤退要求をした真の目的は、イギリス支配からのインドの独立と、インドを戦場となることから救うことにある、その重点はとりわけ後者におかれていったと結論している。『会議派の責任』が主としてアメリカの世論工作を目的として作成されたことは前述したことおりである。このことに関連して、その論理構造には戦争努力を軸としたイギリス、そ

して、アメリカの立場が貫かれているのをみることができる。また、それが用いている資料の抽出方法、そして、その解釈の仕方にも、恣意的な部分が多い。しかし、ここでは個々の事実の反証は避けて紹介にとどめ、内容についての批判の仕事は『ウィキンダン報告』に委ねたい。

はじめに紹介したように、『ウィキンダン報告』の目的は、会議派を告訴する上の法的根拠を調査することにあった。このため、その作業過程はきわめて緻密であり、また、資料の抽出方法も公正である。しかし、紙幅の関係から、ここでは資料には言及せずにその論旨のみ追って行きたい。

イギリスに対する即時撤退要求を思いついた時にガンディーの心をとらえていた要因を、ウィキンダンに従って整理すれば、以下のようにになる――(1) クリップス提案への失望、(2) インドの国境地帯における日本軍の勝利、(3) インド人の士気の荒廃への絶望、(4) 日本軍の侵略に対するインドの無防備状態、(5) インドへのアメリカ軍の駐留、(6) 戦時体制下における印度人大衆の被害、(7) クリップス交渉により強まったインド分割の危機、(8) イギリスが敗北するという確信。ウィキンダンは、このなかで、他の要因と密接に結びついているイギリスの敗北の確信を重要視し、これこそがガンディーをしてイギリスに対する即時撤退要求を決意させた決定的な要因であると結論する。このガンディーの確信については、ネルーやアーザードもガンディーから同様の印象を受けたと述べており、また、ガンディー自身その意味の発言は多い⁵⁹⁾。ただし、ここでいうイギリスの敗北の確信とは、もしイギリスがこのままの状態で戦争を継続するならば確実に敗北する、という意味の確信である。ガンディーがおりにふれてていたのはこの意味の発言であり、ウィキンダンがガンディーを敗北主義者とするのも、この

59) ネルーについては、1942年4月27日～5月1日の、アラハーバードでの会議派運営委員会における発言。Mansergh (ed.) 1971, Enclosure to No. 113, p. 159. また、アーザードについては、Azad 1964, p. 41.

意味をふまえた上でのことである。

ガンディーはこうした諸要因を考慮して以下のように考えたであろう、とウィキンダンは考察をすすめる。

(1) イギリスを追放し独立を獲得するための大きな大衆運動(大衆的非暴力不服従運動)を開始しても、インドが失なうものは何もない。なぜならば、イギリス支配の戦時体制下において、インドは既に「秩序付けられた無秩序」状態にあるからである。

(2) たとえこの大衆運動が原因でイギリスの支配が日本の支配に代わろうとも、インドに、この運動をとおして独立に向けた熱烈な闘いの精神が生れるならば、インドは失なうことのない価値あるものを獲得することとなる。

(3) この機会に独立を早く達成できる可能性もある。

(4) 更に、うまくゆけば、インドを戦場となり荒廃することから救えるかもしれない。

ウィキンダンによれば、ガンディーが一番恐れていたことは、現状のまま戦争が続けられ、そして、イギリスの敗北の結果として日本の支配を受けることであった。そこには、独立に向けたインド人の精神の高揚など生れるはずがなかった。そのためにガンディーが望んだことは、日本のインド侵略が始まる前に非暴力不服従運動を開始し、できるならば、それまでに独立を達成することであった。そして彼はその安全期間をモンスーン明けまでと考えていた、とウィキンダンは指摘している。この推察は、来たるべき運動に向けてガンディーがしばしば口にした、「できるだけ短期間に、かつすみやかに」(as short and swift as possible) の運動方針とも合致している⁶⁰⁾。

連合国軍のインド駐留の承認は、ガンディーのネルー=アーザード派に対する重要な譲歩であった。そして、『会議派の責任』がこの譲

歩を会議派支配、また、日本との和平交渉と結びつけ、事実上実現されない約束として解釈しようとしたことは先にみたとおりである。ウィキンダンは、この譲歩後もガンディーが一貫してこうした駐留軍によるインド防衛を願っていなかったことを例証するとともに、この譲歩をするにあたってのガンディーの考えを次のように推理している——もしイギリスがインドからの即時撤退要求を受諾しなければ、この譲歩によってガンディーが失なうものは何もない。逆に、もしイギリスがこの要求を受諾したならば、インドには無秩序状態か臨時国民政府のいずれかが実現することになる。連合国軍のインド駐留は、連合国とこの国民政府の間に締結される条約に基づくという条件で約束されているのであるから、前者の場合には、ガンディーが失うものは何もない。逆に後者の場合には、彼は望みの独立と国民政府を獲得できるのであるから、連合国軍の駐留など些細なことに思われたであろう。

『会議派の責任』は、ガンディーのイギリスに対する即時撤退要求の第一の目的はインドを戦場となることから救うことであったとし、彼にはそのため、インドの独立を犠牲にしても日本と平和条約を締結する用意があったと結論していた。しかし、ウィキンダンはこの考えを否定する。彼は、イギリスの撤退とインドの非暴力による抵抗が、日本にインド侵略をやめさせる保証とはなり得ないことをガンディーが良く知っていたということ、そして、それにもかかわらず彼が日本の侵略に対する抵抗を一貫して呼びかけていたということを例証し、ガンディーには、もし何らかの展望があれば日本と交渉をする用意があったかもしれないが、しかし、日本に対してインドの独立を侵害するような譲歩をする気などまったくなかったとする。そして彼は次のように結論している——ガンディーに

60) 例えば、1942年7月14日の会議派運営委員会決議後の記者会見での発言。Tendulkar 1953, p. 152.

とって、インドを戦場となることから救いたいというのは希望以上のものではなく、彼の第1の目的は、インドの独立と、インド人民の独立に向けた精神の高揚にあった。

ガンディーはしばしば中国、ソ連への援助を、イギリスに対する即時撤退要求の理由として挙げてきた。ウィキンダンは、この点について、もし状況が許せばできる限り中国を援助する用意がガンディーにあったことは疑いないが、以下の理由から、对中国援助が彼の路線決定に大きな影響を与えたということはないとする。(1) ガンディーが最初にイギリスの即時撤退案を明らかにしたホーリス・アレグザンダー宛の書簡には、中国、ソ連への言及がない、(2) ガンディーの心を最も反映しているはずの、アラハーバードでの会議派運営委員会に送った決議案にも中国、ソ連への言及がない、(3) 「インドを立去れ」決議では中国、ソ連への言及がなされているが、その基礎となったワルダーでの運営委員会決議には、中国への言及はあるがソ連への言及がない、(4) ガンディーには、独立インドが連合国と提携して侵略に対し武力抵抗することを承認する用意はあったが、個人的には、中国に対して非暴力の抵抗と共感以上の援助を与えることを願ってはいなかった。

またウィキンダンは、ヒンドゥー、ムスリム両教徒の統一についても、ガンディーがしばしば無秩序状態における両者の抗争の可能性にも言及していることから、彼がそれを独立獲得のあかつきには達成できると考えていたには違いないが、イギリスへの即時撤退要求を思いついた段階においては副次的なものであったろうとする。

以上のような考察に基づきウィキンダンは、本章の初めに挙げた問題、すなわち、ガンディーが新路線の採用を決意するに至った理由について、次のように結論している——ガンディーの動きのどの側面から検討してみても、彼が望んでいたことのすべてがインドの独立であり、他のすべては副次的なものであると

いう結論に至る。そして、この独立に向けて、インド人の精神を奴隸状態から解放すべく鼓舞したいと、彼は強く願った。すなわち、イギリスが敗北の危機に直面しているという確信に基づいて、ガンディーは、もしインド人民の精神を独立に向けてかきたてることができなければ、インドはこれから何世代にもわたって奴隸状態におかれたままにされるであろうと、そして、その代償がいかに大きくとも独立に向けた闘争はやってみる価値がある、と考えた。

ウィキンダンは次に、ネルー、アーザードのガンディー一路線への接近の理由を考察する。彼はその理由として、まず、彼らのガンディーに劣らない程のインド独立への強い願い、そして、ガンディーと争うことによって生ずる会議派分裂への恐れを挙げる。彼はさらに両者を接近させた要因として、ガンディーの彼らに対する3つの譲歩、すなわち、連合国のインド駐留の承認、独立インドが連合国との同盟国として、侵略に対して武力抵抗することの承認、そして、国際的見地に立脚したインドの防衛努力（中国への援助など）の承認を指摘している。しかし、ウィキンダンは、それでもなお彼らには、大衆的非暴力不服従運動を開始する用意が明確にはなかったとする。なぜならば、彼らは、ガンディー派の強い要望にもかかわらず、その開始を延期しようとしたからである。ウィキンダンは、彼らが連合国軍の敗退を一時的なものと考えていたことを、この理由としている。しかし、ソ連においても北アフリカにおいても戦局は改善されなかつた（ソ連においては6月末から9月にかけて、北アフリカにおいては5月末から7月にかけてドイツ軍の進撃がつづいたが、ともに10~11月頃から戦局は逆転し、翌1943年春には両戦線における連合国の大優位が確立する）。ウィキンダンは、この戦局の悪化がネルー、そしてアーザードをして、大衆的非暴力不服従運動の開始に合意させた決定的な要因であろうと結論している。

しかし、なお問題は残る。それは、このネルー、アーザードのガンディー一路線への合意が、戦局の悪化を背景としてなされた、自主的判断に基づく自発的行為であったのか、あるいは、余儀なくされた譲歩というべき行為であったのかという問題である。この点については、ウィキンダンも明確な見解を示していない。この問題は、ネルー、あるいはアーザードが、長期的な戦局の動きについてどのような見通しをもっていたのか、また、大衆的非暴力不服従運動の開始に、イギリス、アメリカからの反応も含めて、どのような展望を抱いていたのかといった問題とかかわってくるが、こうした点については手持ちの史料からは明らかにできない。しかし、いずれにしても、この措置が彼らにとって大きな賭けであったことは疑いない。

以上、『会議派の責任』と『ウィキンダン報告』をとおして、ガンディー、会議派がイギリスに対するインドからの即時撤退要求、ならびに、その実現手段としての大衆的非暴力不服従運動の開始を自らの政治路線とするに至った理由を検討してきたが、前者の指摘した論点が後者によって批判されていることは明らかであろう。筆者は、『ウィキンダン報告』の論点を、それが依拠した資料とその他の資料により検討し、その大半を妥当と判断するものである。しかし、以下の点を指摘しておきたい。それは、ガンディーにおける「力」の認識についてである。

ガンディーは1942年6月のルイス・フィッシャーとの会談において、「私は、もしインド人民が自由にならなければイギリスは勝利できないと確信しています。インドを支配している限りイギリスは弱く、道義的に(morally)自らを擁護できない」と、また、「私は今独立が欲しい。それはイギリスの戦争勝利に貢献するでしょう」と語っている⁶¹⁾。ガ

ンディーのこうした発言は実に多い。また、彼は同じ会談において、「イギリスは、今印度で、爆発前の機雷の上にすわっているのです。それは、いつ爆発するか分かりません。インドではイギリスに対する憎悪、憤りがきわめて激しいので、彼らはその戦争努力への援助をまったく得られないでいるのです⁶²⁾」と語り、一方この直後の別のアメリカ人ジャーナリスト (I.N.S. 通信の Chaplin と Life and Time の Belldon) との会談において、「エーマリ氏 (L. S. Amery, インド大臣, 在職1940—1945年) は、お金も人も必要なものはすべて得ている、といっています。このことは正しい⁶³⁾」と述べている。すなわち、ガンディーにとって「力」とは精神の力に他ならず、それは防衛力においても同様であったといってよい。1942年4月12日付の「ハリジャン」紙においてマハーデーヴ・デーサイ (Mahadev Desai, ガンディーの第1秘書) は、「我々が飛行機よりも重きをおかなければならぬものは精神である……必要とされているものは精神、すなわち、抵抗しようとする意志、無気力、憶病、惰性をふるい落とそうとする意志、これがすべてである⁶⁴⁾」と述べているが、これは正しくガンディーの立場を代弁したものといえよう。だとすれば、このことは、クリップス交渉決裂後に突然生じたガンディーとネルー、アーザードの間における立場の逆転を説明するに十分であろう。すなわち、第2次世界大戦勃発当初においてイギリスに対する大衆的非暴力不服従運動の開始を迫っていたネルー、アーザードが、日本軍のインド侵略の危険が高まるなかで連合国軍の軍事力に依存しようとしたのに対し、大戦勃発当初、ネルー、アーザードの強い要望にもかかわらずそれを開始せず、個人的非暴力不服従運動を行なうことによってイギリスの対インド政策の変更を訴えていたガンディ

61) Tendulkar 1953, p. 117.

62) Tendulkar 1953, p. 122.

63) Tendulkar 1953, p. 129.

64) Chopra (ed.) 1976, p. 153.

ーは、日本のインド侵略が現実のものとなろうとした時にインド人大衆の精神の力、すなわち、インドの独立ならびにその防衛に向かた彼らの精神の高揚に頼ろうとした、と考えられる。しかし、インド人大衆の生活は、戦時体制の名の下に大きな犠牲を強制されていた⁶⁵⁾。飛行場建設のための村の強制退去、焦土作戦による家屋、船、馬車等の破壊がベンガル地方を中心としてインド各地で行なわれていた。ガンディーがこうしたインド人大衆の惨状にいかに大きな関心を払っていたかは、1942年5月3日付の「ハリジャン」紙の彼の記事「ふたたび焦土作戦について」にもみることができる⁶⁶⁾。そして彼がビルマから得た教訓に基づいて、このような事態をインド防衛にとってこの上なく危険なものととらえていたことは、先述したアメリカ人記者グロウバーとの会談で、「イギリスはビルマ人から殆んど協力を得ることができませんでした。逆に彼らの間にあったのは、イギリスに対する敵意や無気力でした……同じようにインドについても考えてごらんなさい……私はインド人が彼らビルマ人のようにすることを恐れているのです。私はインド人に最後の一人になるまで日本軍に立ち向ってほしい。もしインドが自由ならば、彼らはそうするでしょう。それはインドにとって初めての経験となるでしょう⁶⁷⁾」と述べていることからも明らかである。

このように、ガンディーが防衛の精神を防衛力の最も重要な要素としてとらえていたとするならば、ウィキンダンの到達した結論であった、ガンディーの目指したインド独立の持つ意味を再検討する必要がある。ガンデ

ィーは1942年6月28日付の「ハリジャン」紙の記事で、「私のイギリス権力撤退のアピールはふたつの行為を含んでいる。ひとつは現在の非常事態を扱うためのものであり、他のひとつは、イギリスの至上権力からの自由を獲得するためのものである。第2のものは遅れてもよい……第1のものは遅れてはならず、イギリスへの撤退提案とは別に、特別な行為を必要としている」として、兵士の暴行、塩の欠乏、穀物の安定供給、軍事目的の強制退去、ヨーロッパ人、アングロ・インディアン、アングロ・ビルマ人とインド人との間の差別に関する適切な措置を、インド人大衆と政府当局の双方に呼びかけている⁶⁸⁾。すなわち、ガンディーが要求したインドの独立とは、戦時体制の下で大きな犠牲を強制されていたインド人大衆の生活防衛と、それを不可欠の要素とし、そして、インドの祖国防衛にとって最も重要なものと考えられた、彼らの精神の高揚を創出するための必要不可欠な緊急手段として認識されていたということになろう。そしてこのことは、1942年6月17日付のきわめて信頼できる筋からのとされている情報が、「ネルーとアーザードは、現在の状況において政府に対して攻撃的な動き(*offensive move*)をとることには反対したが、抑圧と鬭い、そしてインド人大衆が受けている被害を取り除くための行動をとることには合意がなされた……ガンディーは、実践に移した場合、攻撃的な動きと防衛的な動き(*defensive move*)との間には殆んど違いがないと述べた。彼は、自分の提案が実際には防衛的な動きなのだとということを分からせようとした」と述べていることに、端的に表われているであろう⁶⁹⁾。

-
- 65) 戦時体制下におけるインド人大衆の惨状に対する早急の処置を訴えた1942年7月10日の会議派運営委員会決議を考慮して、インド政府は各州政府へその実態調査を依頼した。この会議派決議は、Mansergh (ed.) 1971, No. 245, pp. 362-4. 各州政府の調査報告の要約は、Mansergh (ed.) 1971, No. 291, pp. 413-8.
- 66) Mansergh (ed.) 1971, No. 24, p. 37.
- 67) Tendulkar 1953, p. 136.
- 68) Mansergh (ed.) 1971, No. 200, pp. 287-8.
- 69) Chopra (ed.) 1976, I-26, p. 229.

V

1942年8月9日早朝のガンディー、会議派指導者の一斉逮捕直後から、ポンベイ市をはじめとし、インド各地においてデモ行進、抗議集会などが開始され、それは数日の間に全インド的な反英反乱へと発展していった。この反英反乱の原因をめぐるガンディーと政府当局との間の論争、そして、この問題に対するブフヤンの見解については先述したとおりであるが、このブフヤンの研究も含めて、これまで、逮捕以前のガンディー、会議派の活動との関係でこの問題が論じられることはなかった。ここでは、大衆的非暴力不服従運動の開始に合意したガンディーと会議派が、来たるべきこの運動に向けてどのような準備活動を行っていたのか、そして、こうした彼らの活動が、彼らの逮捕後勃発した反英反乱とどのように関係していたのかということを論じたい。

この反英反乱の詳細、すなわち、いつ、どこで、どのような事件が、何件発生したのかということは手持ちの史料からは知ることができないが、ブフヤン、マトゥールの研究、ならびに、会議派によるこの反乱の調査報告書の記述に従ってその内容を整理するならば、以下のようになる⁷⁰⁾。

〔反乱の型態〕 デモ行進、集会、ハルタル、学校・裁判のボイコット、工場労働者のストライキと逃亡、工場閉鎖、学校機関や裁判所のピケッティング、裁判記録の焼却、ザミーンダールに対する税の不払いの要請、政府建造物の占拠と会議派旗の掲揚、政府建造物の破壊、電信・電話線の切断、汽車・市電の脱線と破壊、橋の破壊、飛行場への攻撃とその破壊、発電所・給電所・銀行・警察署・郵便局・製塩工場の襲撃と破壊、軍隊の食料輸送車の襲撃、刑務所の襲撃と囚人の解放、囚人のハンガーストライキ、ヨーロッパ人・政府役人・軍人への襲撃と暴行、武器の奪取

と製造（爆弾を含む）、農村における自治政府の設立など。

〔反乱地域〕 反乱は藩王国を含む全インドに拡大したが、ポンベイ、ビハール、連合州、デリー、ベンガル、マドラス、中央州で特に激しく、パンジャーブ、アッサム、オリッサ、スindh、北西辺境州では比較的穏やかであった。

〔反乱開始時期〕 デモ行進、集会、ハルタルなどの非暴力闘争が暴力的な反乱に変って行ったのは、ポンベイで8月9日、連合州、デリーで8月10日、ビハール、中央州、マドラスで8月11日、ベンガル、パンジャーブで8月13日、アッサム、オリッサで8月下旬、北西辺境州、スindhにおいては激しい闘争はあまり行なわれなかった。このように、反乱開始時期は地域により異っている。そして、どの地域においても、大体9月中旬以降その規模は縮少して行った。

次に、ブフヤンの研究に従って、この反英反乱の特徴を整理するならば、以下のようになる。

(1) 反乱はインド全土を舞台として波状的に展開された。

(2) 全インド的な傾向として、攻撃の対象は主として鉄道、郵便、電信・電話施設等の通信・運輸機関に集中した。

(3) 反乱を直接指導する中央組織がなく、その指導は主として地方の指導者の手で遂行された。

(4) 産業の中心地域(アフメダバードなど)の工場においては、労使の暗黙の了解の下にストライキ、ロックアウト、操業停止などが行なわれた。

(5) この反乱においては、青年、特に学生が大きな役割を果たした。

先述したようにブフヤンは、地下組織がこの反乱において大きな役割を演ずるようになるのは1942年9月以降のこととして、ガンディー、会議派指導者の逮捕直後に勃発した反

70) Bhuyan 1975, pp. 64-102, Mathur 1979, pp. 28-100, Zaidi (ed.) 1973, pp. 43-154.

英反乱を自然発生的な大衆蜂起と説明した。しかし、この地下組織が大きな役割を演じていなかったというだけの理由から、この大衆蜂起が自然発生的なものであるという結論を直線的に引き出すことには、方法的に無理があろう。また、自然発生的な蜂起であったにもかかわらずそれが通信・運輸機関に攻撃が集中するという一定の型態をともなって展開されたことについて、ブフヤンは、インド政府とインド大臣エーマリが、ガンディー、会議派指導者の逮捕を正当化するために発表したコミュニケーションにおいて、後述する「アーンドラ回状(Andhra Circular)に基づいて、通信・運輸機関への攻撃を会議派の闘争計画の一部として公表したこと、その原因を求めていた。しかし、彼がこの説明の根拠としているのはプラサードの自叙伝の記述であり、ガンディーと政府当局との間の論争を考慮するならば、この見解にも問題は残る⁷¹⁾。

インド政府とエーマリによるコミュニケーションの発表がそれぞれ1942年8月9日と10日であること、そして、そのコミュニケーションがインドの新聞にも掲載されたことを考慮するならば、それが大衆蜂起にひとつの方針性を与えたということは考えられなければならない。また、この種の闘争が常に有するダイナミズム、すなわち、権力側の対応との関係で生まれた新しい状況が新たな闘争型態を生み出して行くことを考慮するならば、ガンディー、会議派の逮捕前における活動とこうした蜂起の在り方を直接的かつ排他的に結びつけようとする努力は、必ずしも適切ではないかも知れない。また、事実、この両者はともに、この蜂起の在り方と密接な関係をもっていたであろう。しかし、この報告書の性格は考慮しなければならないが、『ウィキンダン報告』とそれが依拠した関係資料全体をとおして、以下のことはいえる。

(1) 反乱勃発後逮捕された者の陳述書において、先述のインド政府、エーマリのコミュニケーションに闘争方針を教えられたとするものは皆無である。

(2) 1942年8月8日の会議派全国委員会以前に属する資料から、反乱勃発以前に、会議派指導者ならびに地方の活動家の間で、来たるべき運動の型態をめぐり様々な議論、推測がなされていたことが知られる。しかも、それらの内容を総合するならば、それらは実際に反乱で行なわれた活動の殆んどすべてを含んでいたといえる。更に、反乱勃発後に属する資料も含めるならば、このことを示す資料の数はきわめて多い。

会議派運営委員会が彼らの逮捕前に公式の明確な闘争計画を諸州の会議派執行部に送ったということを示す資料は、筆者のみた限りではない。逆に、多くの会議派活動家が反乱勃発前に明確な闘争計画を何も与えられていなかったということを示す資料が多い。チャンドラ・レーカー・パンディット女史(Miss Chandra Lekha Pandit, ヴィジャヤー・ラクシュミー・パンディット女史の娘、会議派全国委員会メンバーで8月8日の全国委員会に参加)も、1942年8月23日付の書簡である友人の質問にこたえて、「特別な指示は何も与えられていない」と述べている⁷²⁾。また、1942年8月7日付の政府当局の調査報告書も、会議派運営委員会メンバーでさえ明確な闘争計画を知らずに、ガンディーの言葉から様々な形態を予測している様子を伝えている⁷³⁾。そして、このことを裏付けるように、逮捕以前にガンディーが明確な闘争計画を公表したということを直接に示す資料は皆無であり、逆に、彼がそのようなものを公表していないということを示す資料は多くある。例えば、1942年8月1日付の「ステーツマン」紙の記者ドゥルガー・ダース(Durga Das)に宛て

71) プラサードは、彼が獄中で会った何人かの若者の話からこのように確信した、と述べている。
Prasad 1957 pp. 548-9.

72) Chopra (ed.) 1976, II-28, p. 276.
73) Chopra (ed.) 1976, I-96, p. 257.

た書簡で、S. N. サニヤール (S. N. Sanyar) は、ネルー、J・B・クリパラーニーから聞いた話として、「ガンディーは今3～4の計画を思案中であり、反応をみた後にどれにするかを決定することになるであろう」と述べている⁷⁴⁾。アーザードは彼の著書のなかで、「副王がミラー・ベンとの会見を拒否したということは、ガンディージーに、政府は簡単に譲歩すまいということを認識させた。彼がこのことに関して持っていた自信は搖いだ。しかし、彼はまだ、政府が厳しい弾圧策をとることはないであろうという信念に固執していた。彼は、会議派全国委員会の後に闘争計画を用意する時間を十分持てるであろうと、そして、しだいに運動の調子をつくり上げて行こうと考えていた」と書いているが、この記述も先に示したことと一致している⁷⁵⁾。また、ガンディーが、非暴力不服従運動を開始する前に、従来どおり副王に書簡を送る予定でいたことは、8月8日の会議派全国委員会での彼の演説からも明らかである⁷⁶⁾。彼は、会議派全国委員会が先の7月14日の運営委員会決議を批准した後、非暴力不服従運動の開始まで1～2週間の猶予期間を設ける予定でいること、そして、もしインドの独立を前提とした副王との交渉が実現するならば、それに少なくとも3週間は費やす予定であることを明らかにしていた⁷⁷⁾。ここで、ガンディーが彼ならびに会議派指導者の逮捕の可能性についてどのように考えていたのか、というこ

とが問題となるであろう。この噂が当時インドで広まっており、彼らの耳にも届いていたことは、アーザードも述べているとおりである⁷⁸⁾。しかし、逮捕後アガー・カーン (Agha Khan) の邸宅へ運ばれて行く汽車のなかでの彼の様子を、「ガンディージーは非常に落胆しているようにみえた。私はこれまで、彼がこれ程しょげているのを見たことがなかった。彼がこの突然の逮捕を予測していなかったことを、私は知った」とアーザードが描写していることからも、ガンディーは多くの噂にもかかわらず、なお楽観的に構えていたものと思われる⁷⁹⁾。事実、彼はワルダーから、1942年7月15日付の書簡で、当時シムラーに居た彼の秘書アムリット・カウル女史 (Raj Kumari Amrit Kaur) に宛てて、当分特別なことは何も起きないであろうから、8月15日までは戻って来なくともよい旨書き送っている⁸⁰⁾。こうした彼の確信は、1942年6月のアメリカ人記者 (Chaplin と Belldon) との会談で彼が述べているように、もし彼らが一斉逮捕されたならば、それは運動に拍車をかけることになる、そして、このことは政府当局も十分に知っているであろう、という状況判断に基づいていたものであろう⁸¹⁾。

以上から、ガンディーならびに会議派運営委員会が、彼らの逮捕前に公式の明確な闘争計画を何も公表していなかったということ、そして、それがガンディー独自の状況判断と計画に起因していたことは明らかであろう。

74) Chopra (ed.) 1976, I-82, p. 253.

75) Azad 1964, p. 82.

76) ガンディー 1971, p. 68.

77) Tendulkar 1953, p. 157, 215.

78) Azad 1964, pp. 81-3. また、明確な日付は不明であるが(8月3～5日位のことと思われる)，逮捕前ガンディーが1942年7月17日付の政府当局の会議派弾圧計画であった「パックル回状」(Puckle Circular)に言及していることからも、ガンディー、会議派が政府当局の動きをかなり察知していたことが知られる。Tendulkar 1953, pp. 181-2.

79) Azad 1964, p. 85. ガンディーは、8月9日の逮捕の日の早朝、マハーデーヴ・デーサーイーに、昨晩あのような演説をしたのだから、まさか逮捕されることはあるまい、と語ったという。Tendulkar 1953, p. 216.

80) Chopra (ed.) 1976, S-27, p. 301.

81) Tendulkar 1953, p. 128.

しかし、先の彼自身の記述にもみられるとおり、アーザードは政府当局の出方を十分に察知していたようである。更に、彼の要旨以下に述べる記述から、彼をはじめとする会議派指導者が、ガンディーの決定を待たずに、来たるべき運動に向けた独自の準備活動を進めていたことをみてとれる⁸²⁾。

(1) 7月14日から8月5日までの間、彼は、インド各地からの会議派指導者との一連の会合に時間を費やした。

(2) 政府当局が会議派の要求を受諾するか、あるいは、少なくとも会議派指導者の自由な活動を許すならば、来たるべき運動はガンディーの指示に厳しく従って展開されなければならないということを、彼は彼らに指示した。

(3) もし政府当局がガンディー、会議派指導者を逮捕したならば、暴力と非暴力とを問わず、政府の暴力に対抗するために、あらゆる可能な方法で自由に何らかの策を講じるように、彼は彼らに指示した。

(4) 彼はこの一連の会合をとおして、ベンガル、ビハール、連合州、中央州、ポンベイ、デリーにおいては、来たるべき運動に向けた準備が十分になされているので、強力な運動が展開されるであろうと予想した。しかし、他州については、最善をつくしたもの、彼には確かな予想ができなかった。

ここでアーザードが述べている予想が結果的に現実のものとなつたことは、最初に示した反乱の概要と比較すれば明らかである。それでは、会議派が独自に進めていた準備活動とは一体どのようなものであったのだろうか。この点については、残念ながら、アーザードは何の説明もしていない。しかし、少なくとも連合州とアーンドラ州においては、

こうした準備活動が組織的にすすめられていたことが知られる。1942年7月31日付の政府当局の報告書は、連合州会議派委員会が、来たるべき運動に向けて、ネルー、パント、サムプルナーナンド (Sampurnanand, 前連合州教育大臣), M. サクセーナ (Mohan Lal Saxena, 前連合州会議派委員会議長), R.M. ロヒヤー (Ram Manohar Lohia, 会議派社会党指導者) からなる「緊急委員会 (Emergency Committee)」を設置したことを伝えている⁸³⁾。「ウィキンダーン報告」は、1942年8月8日の会議派全国委員会以前に連合州で発行された、来たるべき運動に向けた3つの指示書を収めている⁸⁴⁾。それらは具体的な闘争計画書とは異なり、来たるべき運動の大まかな計画、それに向けての心構えと組織面の整備（例えば、連合州はそれぞれが指導部を有する5つの地区に分割され、この5つの地区指導部はアラハーバードの中央指導部によって統轄される。また、各地区間における独自の通信網の確立、市、町、警察署地区ごとの「資金徵達委員会」の設置など）に関する指示・伝達からなっている。これが先の「緊急委員会」から発行されたかどうかについては定かではないが、その可能性は十分に考えられよう。一方1942年7月31日付の政府当局の調査報告書は、7月28日にアーンドラ州会議派委員会がシーターラーマイヤーの自宅で開催され、彼の指示に基づき、同委員会の幹事長K・ヴェンタカラオ (Kala Ventakarao) が全19項目から成る詳細な闘争計画書（この内容は後述する「アーンドラ回状」⁸⁵⁾と完全に一致する）を作成し、アーンドラ州のすべての会議派県委員会に送つたことを伝えている⁸⁵⁾。また、この報告書は、こうした

82) Azad 1964, pp. 81-2.

83) Chopra (ed.) 1976, I-75, p. 251.

84) この3つの指示書は、Chopra (ed.) 1976, S-35, pp. 304-5（「活動家への指示と会談の要点」と題されている）、S-36, p. 306, S-37, pp. 307-8（「破壊活動計画案」と題されている）。

85) Chopra (ed.) 1976, I-80, pp. 252-3. なお、これが各会議派県委員会に送られたのは、1942年7月29日である。また、シーターラーマイヤーは、1945年7月18日の記者会見で、自分がこの回状作成の責任者であったことを認めたという。Bhuyan 1975, pp. 53-54.

アーンドラ州会議派委員会の活動が会議派運営委員会の指示に基づくものであることも明らかにしている。

こうした会議派の活動は、連合州、アーンドラ州に限らず、他州においても行なわれた。8月8日の会議派全国委員会以前に、インドの各地において多くの秘密集会、秘密会議が開かれ、しかも、そこにおいて先述したように、現実の反乱において遂行された諸活動の殆んどが議論にのぼっていたということを示す資料が多い。以下順に検討してみたい。

(1) 最も包括的なものは、1942年8月5日付のカンジ・ドワルカダースからサー・フレデリック・ストーン宛てたノートが伝えている、同年7月22日頃ポンベイの会議派メンバーの集会でなされたというパテールの演説であろう⁸⁶⁾。パテールはこの集会で、ワルダーの運営委員会決議が全国委員会において批准されたならば、すべてのインド人は自らを「自由な人間」(free Indian)とみなすとともに、すべてのイギリス人を「法の保護を奪われた者」(outlaw)として扱わなければならない、そして、肉体的暴力以外のすべての手段を用いて、彼らにそのことを知らせてやるべきである、と語ったと述べられている。この自らを「自由な人間」とみなせという主旨の内容は、ラクナウで押収された1942年7月23日付のニュース記事にもみることができる⁸⁷⁾。この記事は、ガンディーの計画として、彼が定める特定の日から、すべてのインド人はもはやイギリス支配が存在しないと考えるべきで、イギリス政府のいかなる法にも従う必要がない、という宣言がなされるであろう

と伝えている。更に以上を補完するものとして、もし非暴力不服従運動の際に暴力事件が発生しても、ガンディーはそれを理由にこの運動を中止しない、という内容の記事の数も多い。この非暴力の問題は後で検討することにして、その代表例をあげるならば、次のようにある。1942年7月22日付の政府当局の調査報告書は、アーザードが7月17日、デリーのアーサフ・アリーの邸宅で約100名のデリーの著名な会議派活動家と集会を開き、その質疑応答のなかで、会議派は決して暴力活動を煽動すべきではないが、たとえチョウリ・チョウラのような事件が起っても、運動を中止しないとガンディーは約束させられた、と述べたことを伝えている⁸⁸⁾。

(2) ガンディーは来たるべき運動の参加者を会議派メンバーに限らず、独立を願うすべてのインド人に参加を呼びかけるつもりでいる、ということを伝える記事は多く、早いものでは、N. B. デーサーイー (Narendra Bhailal Desai) から N. V. ヴァキール (Nirmala V. Vakil) に宛てた1942年5月23日付の書簡にもみることができる⁸⁹⁾。

(3) 来たるべき運動の第1段階として、ガンディーが定める特定の日にゼネストが行なわれるであろう、ということを伝える資料も多くみられる。その代表的なものとして、先述したカンジ・ドワルカダースのノートは、パテールが、8月7日（この日をワルダーの運営委員会決議の批准予定日とする記事は多い）以降の無期限ゼネストを、会議派の計画として演説したことを伝えている。またS. N. サニヤールは、「ステーツマン」の記者ドゥ

86) Chopra (ed.) 1976, I-59, pp. 244-5. なおカンジ・ドワルカダースは、1942年7月27日付のシヴァ・ラー (Shiva Rao) 宛の書簡でも、同様の報告をしている。Chopra (ed.) 1976, I-67, p. 248.

87) Chopra (ed.) 1976, I-68, p. 248.

88) Chopra (ed.) 1976, S-25, pp. 299-300. これと同じ集会を報告するものとして、Chopra (ed.) 1976, S-26, pp. 300-1, I-45, p. 237. がある。また、ネルー、ラージャゴーパーラーチャリーによる同様の発言を報告するものとして、順に、Chopra (ed.) 1976, I-55, p. 242, I-86, pp. 254-5 がある。

89) Chopra (ed.) 1976, I-9, p. 223. 同様のものとして、ジャバルプル (Jubbulpur) でのネルーの演説（日付はないが会議派全国委員会出席のためポンベイに向かう途中のものと思われる），1942年8月5日のポンベイ市でのネルーの演説が報告されている。順に、Chopra (ed.) 1976 I-81, p. 253, S-57 (A), p. 312.

ルガー・ダース宛の1942年8月1日付の書簡で、このゼネストでは、商店だけでなく工場、学校、政府役人、警官、インド人兵士、その他すべてが協力を要請されることになろう、と述べている⁹⁰⁾。なお、この件についてはガンディー自身、8月8日の記者会見でその可能性を示唆している⁹¹⁾。

(4) 1942年7月17日に行なわれた副王秘書との会見で、ミラー・ベンは、従来逮捕・拘留された会議派メンバーは刑務所の規則に従ってきたが、今回の運動においてはそのようにしないということを、ガンディーの意向として伝えている⁹²⁾。このことを最も典型的に伝えているのも先述のカンジ・ドワルカダースのノートであり、今回の運動においては、すべてのサティヤーガラヒーは刑務所に入れられてから闘争を開始するように指示されるであろう、そして、政府当局は獄中の1人に監視人をつけなければならなくなろう、とパテールの演説について述べている。

(5) 政府当局の調査報告書は、1942年7月20日のラクナウでの連合州会議派執行部への談話で、ネルーが、来たるべき運動においては地代不払い運動も行なわれるであろう、と述べたことを伝えている⁹³⁾。この報告書は日付を欠いているため少々信憑性の点で問題があるが、この地代不払い運動については、後述する会議派の回状に明記されている。

(6) 政府当局の調査報告書は、1942年7月29日、連合州の会議派指導者 B. K. シャルマ

(Bal Krishna Sharma) が、カーンプルで2,000名の聴衆に向かって、今回の運動において会議派は、役所をはじめとする政府機関ならびに警察署、そして、その他の建造物を非暴力で占拠するであろう、と演説したことを使っている⁹⁴⁾。この報告書も日付を欠いているが、この建造物の占拠についても、後述する会議派の回状に明記されている。

(7) この大衆蜂起の大きな特徴のひとつであった通信・運輸機関への攻撃が、ガンディー、あるいは会議派の運動計画の一部であったということを伝える資料が多いが、それは特に、反乱勃発後に属する調査報告書や逮捕者の陳述書などに集中している⁹⁵⁾。しかも、それらは直接この計画をガンディー、会議派と結びつけるものではなく、第3者を間におき間接的にそうした指示を受け取ったか、あるいは、それが会議派の運動計画の一部として容認されていることを知った、という種類のものが殆んどである。ガンディー、会議派指導者の逮捕直後から、会議派社会党、前衛ブロック、革命家などが独自の活動を開始していたことを考慮するならば、このような情報に基づいて、こうした活動と会議派を直接結びつけることは不適当であろう。しかし、ポンベイでの会議派全国委員会以前に属する情報もいくつかある。例えば、1942年7月18日付の政府当局の調査報告書は、会議派と密接な接触をとってきた者からの情報として（この情報提供者は、この情報が会議派運営委員

90) 注74)参照。なお、ゼネストを運動計画のひとつとすることを伝える報告はきわめて多い。

91) Tendulkar 1953, p. 212.

92) Mansergh (ed.) 1971, No. 286, pp. 407-8.

93) Chopra (ed.) 1976, I-55, p. 242.

94) Chopra (ed.) 1976, I-72, p. 250. 他に、ネルーの発言として、注93)参照。

95) たとえば、オリッサ州の会議派指導者 N. K. チョウドリー (Naba Krishna Chaudhri) が、1942年10月4日の取り調べ中に、鉄道の脱線と通信機関の破壊活動が会議派の計画に含まれていた、と明言したことが報告されている。Chopra (ed.) 1976, II-54, pp. 284-5. また、会議派社会党指導者で、反乱勃発後 J. P. ナーラーヤン (Jay Prakash Narayan) と行動をともにした R. N. ミスラは、会議派社会党指導者の A. パトワルダーン、R. M. ロヒヤー (Ram Manoharlal Lohia) から1942年8月10日午後、ガンディーが、人命を損なわないということと公然と遂行されるという条件で、鉄道破壊と電信線の切断を承認していたということを聞いた、と陳述している。Chopra (ed.) 1976, II-23, pp. 273-4.

会メンバーの S. R. デーオによってもたらされたものであると述べている), 来たるべき運動においては参加者個々人が自らの活動を自由に決定してもよいが, その目的は, 職務を遂行している政府役人への干渉, 鉄道や電信・電話等の通信網の妨害などのあらゆる手段を用いて, 現行の行政を麻痺させることにおかれていると伝えている⁹⁶⁾。また, 1942年 7月31日付の政府当局の調査報告書は, アグラのセート・アチャル・シング (Seth Achal Singh) の邸宅で開かれた約30名の会議派指導者による非公式の集会に言及し, ここで鉄道破壊, 電信線の切断が, 来たるべき運動における彼らの活動計画として話し合っていたこと, そして, このことに関連して非暴力の問題が持ち上った時, 最近ワルダーから戻ってきた S. N. チャトゥルベディー (Pandit Shambhu Narain Chaturbedi) という人物が, 鉄道破壊の時には, 赤旗か赤ランプで運行中の汽車に警告をするとよいと提案したことを伝えている⁹⁷⁾。

以上, 反乱勃発前に属する書簡ならびに政府当局の調査報告書によってこの間の会議派指導者, 活動家の動向と反乱の型態を比較検討してきたが, 次に, 会議派に属する 2 通の回状, すなわち「ラージェンドラ・プラサード回状」(Rajendra Prasad Circular, 以下「プラサード回状」と略記) と「アーンドラ回状」をとおしてこの作業をすすめることとする⁹⁸⁾。

「プラサード回状」とは反乱勃発直後にビハール州で出回った闘争計画書であるが, プラサードの叙述からも, これが彼によって作成されたものであることは間違いない⁹⁹⁾。彼の叙述に従えば, その作成は, 丁度ボンベイで会議派全国委員会が開かれようとしていた

頃のことと思われる (プラサードはぜんそくの悪化のため, この委員会を欠席していた)。
「プラサード回状」は, 非暴力の強調と, 運動が非暴力から逸脱しないようにという願いのこめられたやや長文の序文と, 以下の闘争計画とから成っている。

No. 1 ガンディーならびに他の指導者が逮捕されたならば, 完全なハルタールを 1 日すべきである。ビジネスマン, 学生, ヴァキール (Vakil, 高等裁判所のインド人法廷弁護士) ムフタール (Mukhtar, 下級裁判所のインド人法廷弁護士), 労働者, 馬車の御者, リキシャの車夫, 政府役人, ザーミンダール, 農民, その他すべての者がこのハルタールに参加すべきである。このハルタールの後, 夕方に集会を開き, そこで, 運営委員会が 8 月 5 日の全国委員会に提出し, そして, 新聞にも掲載された会議派決議を採択すべきである。

No. 2 有志は村や町を巡回し, 人々にマハートマー・ガンディーと会議派のメッセージを伝え, そして, インド独立のためのあらゆる犠牲に向けて, 彼らを備えさせるべきである。

No. 3 村や町で集会や行進をすべきである。独立のスローガンを叫び, インドが独立したことを集会で説明すべきである。たとえイギリス政府がこの集会や行進を禁止しても, それに従うべきではない。

No. 4 ヴァキールやムフタールはその職務を捨て, サティヤーグラハのプログラムを遂行すべきである。

No. 5 学生は学校や大学を離れ, 独立に向けたプログラムの遂行に尽すべきである。この闘いにおいて人々は, 彼らに大きな期待をかけている。彼らはこの期待にこたえ

96) Chopra (ed.) 1976, I-50, p. 240.

97) Chopra (ed.) 1976, I-75, pp. 250-1.

98) 「プラサード回状」の全文は, Chopra (ed.) 1976, S-73, pp. 318-20. 「アーンドラ回状」の全文は, Government of India, 1943, pp. 55-6.

99) Prasad, 1957, pp. 537-9.

るべきである。

No. 6 警官は、独立闘争に参加している人々に警棒による横打や発砲をしないよう、要請されるべきである。

No. 7 活動家はこうした警棒による横打や弾丸に敢然と立ち向い、後退すべきではない。彼らは非暴力を放棄してはならない。

No. 8 人々は、チョウキーダーリー、あるいは、ユニオン税(Chaukidari or Union taxes)の支払いをやめるべきである¹⁰⁰⁾。チョウキーダールや下級官吏に、政府の仕事を放棄し、祖国の側につくよう要請すべきである。

No. 9 警官や刑務所の役人は、その職務を離れるよう要請されている。政府は、祖国にとってきわめて有害な仕事を彼らにさせるであろう。彼らは、会議派活動家の警棒での横打や発砲を強制されるであろう。こうした仕事を放棄し、この罪から救われる必要がある。もし我々の同胞であるすべての警官がその仕事を放棄すれば、イギリス支配の最も重要な柱は崩壊するであろう。

No. 10 すべての政府役人は、その職務を離れ祖国の側につくよう要請されている。

No. 11 鉄道職員、汽船に雇われている人々、郵便職員、炭鉱労働者、そして、ジャムシェードプルや政府の仕事がなされている所の工場労働者は、その仕事を停止するよう要請されている。

No. 12 会議派の呼びかけに応じてその職を離れた人々は、独立政府が樹立した後、十分な報酬をもってその職に戻されるであろう。また独立政府は、サティヤーグラハ闘争に参加したために接収されたり、競売にかけられたりした土地を、元の所有者に還付するであろう。

No. 13 独立闘争を助け、十分な食物の

生産を可能にし、人々の生命・財産を保護するために、村落パンチャーヤットを組織すべきである。

No. 14 独立闘争のニュースを常に入手できるような手配をしておくべきである。

No. 15 国旗を政府建造物に掲揚し、政府役人に対して独立闘争に参加するよう呼びかけるべきである。警官の武器を接収し、安全な場所に保管すべきである。役所を閉鎖し、役人に対しては、独立達成後職場に呼び戻す旨の宣言をすべきである。

No. 16 サティヤーグラハ闘争においては、秘密活動は人々により影響を与えないばかりか、闘争を弱めることにもなるであろう。従って、何ごとにおいても、初めに宣言をしてから活動すべきである。

「アーンドラ回状」作成の経緯については先述したとおりであるが、その内容は要旨以下のようである。

(1) 今回の運動は非暴力に基づいてなされるものであり、決してこれから逸脱してはならない。すべての不服従運動は公明正大になされるべきであり、秘密に行なわれてはならない。

(2) 組織——各県は、地税徵収上の郡(division)あるいはタールク(Taluk)に基づいて、いくつかの適切なグループに分割してもよい。そして、各グループごとにひとりの責任者をおくべきである。この組織の詳細は直ちに会議派州委員会に送るべきである。

次の措置を直ちにとるべきである。

I. 以下の事項の情報を収集せよ

トディ酒の原料となる樹木、塩の貯蔵庫、酒店、鉄道の駅、電信・電話線、軍隊の駐屯地、募兵センター等。

II. 組織づくりに携る者のリストを用意せよ。

100) チョウキーダールは、元来、村落共同体から俸給を受け、それに奉仕する村の警備人であったが、イギリス統治下でその警察機構の末端に位置付けられるに至った。ユニオン税としているのは、数カ村が合同で、チョウキーダーリーを査定・徵収していたからと思われる。Misra 1961, pp. 308-9.

- III. 集会と徹底的情宣活動を村において直ちに組織せよ。
- IV. 会議派の決議と政府の反会議派宣伝に対する回答を、広範に配布せよ。
- (3) 不服従は、個人的または大衆的になされることとする。
- (4) 運動の計画事項
- I 群 一第1段階—
- (a) 禁止命令事項の破棄
 - (b) 製塩
 - (c) 公然と非合法組織のメンバーでありつづけること
- II 群 一第2段階—
- (a) 非協力に関する事項——法律家は営業を放棄する、学生は大学を離れる、陪審員と陪席判事は召集に応じない。
 - (b) 村役人も含めて、政府の役人は辞職する。
- III 群 一第3段階— 労働者のストライキを手配する。
- IV 群 一第4段階—
- (a) 外国の衣服店のピケッティング
 - (b) 酒店のピケッティング
 - (c) 外国の貿易・製造会社のピケッティング
- V 群 一第5段階— 次の事項は禁止されてはいけないが、奨励されてもいい。そして、それは、この段階に限定されていると考えるべきである。
- (1) 鎖を張る方法でのみ汽車を止める。
 - (2) 乗車券なしの乗車。
 - (3) トディ酒の原料となる樹木の伐採。
 - (4) 電信・電話線の切断。
- (注意) 線路をはずしたり破壊したりしてはならない。人命を損なわないように最大の注意を払うべきである。
- VI 群 一事実上最終段階—
- (a) 市税以外の税の不払い。特に、もしザミーンダールが運動に参加しなければ、彼らに地代を支払うべきではない。
 - (b) 軍隊のピケッティング。

(付記) 逮捕、拘置されても、これまでのように刑務所の規則に従う必要はない。そこでもロックアウト・ストライキ、ハンガーストライキなどをとおして、不服従を継続すべきである。

(警告) ガンディーは、99%まで、ポンペイでの会議派全国委員会のおそらくは2~3時間後に、運動の開始を決定するであろう。各会議派県委員会は、この決定後直ちに運動を開始すべきである。しかし、この決定前にいかなる運動も開始してはならない。もし彼が違う決定を下した場合、その活動の全責任は諸君が負うことになるであろう。

以上、書簡、政府当局の調査報告書、「プラサード回状」、「アーンドラ回状」をとおして逮捕前における会議派指導者の活動をみてきたが、これらの資料そのものが反乱勃発前に属していることを考えるならば、そこから、少なくとも、実際の反乱型態に照応する内容のものが反乱勃発前において会議派指導者の間で話題にのぼり、そして論議されていたことは明らかである。また、地方の会議派活動家も含めて、人々が、こうした話をとおして、来たるべき運動の姿を様々に推測していくと考えることに、まったく無理はないであろう。しかし、先のふたつの回状の内容に大きな違いがあること、また、書簡や政府当局の調査報告書が伝えている来たるべき運動に向けての会議派指導者、活動家による議論、演説がいずれも断片的であるばかりか、ガンディーの発言や会議派中央の動向、更には過去の経験等からの予測に基づいてなされていましたにすぎないことなどからみて、中央、地方を問わず、会議派が指導者逮捕に至る最後の段階まで、明確に決定された一定の運動計画に基づいて活動していたわけではなかったことも一方では明らかである。だが、指摘しておかなければならないことがある。それは、明確な運動計画がないなかで、このように来たるべき運動の型態をめぐる様々な予測や議論がなされたり、また、「アーンドラ回状」

にみられるように、独自の運動計画がかなり早い時期に作成されたりしたにもかかわらず、こうした予測、議論、運動計画の内容が、いずれも、ガンディーと会議派指導部との間で合意されていたと考えて間違いない事項から逸脱していないという事実である。その合意事項とは次のようなものである。

(1) 来たるべき運動は非暴力による大衆運動であり、それはできる限り大規模に行なわれる¹⁰¹⁾。

(2) この運動においては、インドが過去22年間の平和的な独立運動で蓄積したすべての力が利用される¹⁰²⁾。

(3) 運動は非暴力で遂行されるように全力が尽されるが、しかし、たとえこの最中に暴力事件が発生したとしても、その理由だけで運動が中止されることはない¹⁰³⁾。

ここで問題となるのは、「非暴力」の解釈である。釈放後ガンディーは、電信・電話線の切断、交通機関などの破壊活動が非暴力の原則から逸脱した行為であるという見解を明らかにしているが、反乱勃発前においてガンディーは、非暴力を来たるべき運動の基本的原則として強調していたにもかかわらず、そ

の「非暴力」が何を意味するのかについてはまったく明示しなかった¹⁰⁴⁾。この結果、会議派指導者や活動家の間でこの「非暴力」をどのように理解するかについて多くの議論がなされたことが推測される。そして、ある者はこの「非暴力」を間違って解釈し、またある者は、故意にそれを都合のよいように解釈した¹⁰⁵⁾。こうした誤解、あるいは意図的解釈の典型的なものは、人命を損ないさえしなければ非暴力であるという拡大解釈であるが、他にも、1942年7月25日付の政府当局の調査報告書は、パテールが、アフメダバードでのグジャラートとカティヤーワールの会議派活動家との会合で、会議派メンバーは非暴力を守るが、他の者はそれに縛られる必要はない、と語ったことを¹⁰⁶⁾、また、同日付の政府当局の調査報告書は、ラクナウでの30～35人位の会議派活動家との会合で、M. サクセーナが、会議派に責任を負わせることなく暴力活動を遂行できるように、必要な所では、会議派メンバーは会議派に属さない者と一緒に活動すべきである、と語ったことを伝えている¹⁰⁷⁾。

このように運動計画をめぐり、会議派指導

101) 1942年8月8日の会議派全国委員会決議。注6)参照。

102) 注101)決議。

103) ガンディーは、1942年8月8日、AP通信記者の質問にこたえて、非暴力闘争は常に平和的に遂行されなければならないが、どうしても必要になった場合、戦い(war)となることもある、と述べている。Tendulkar 1953 p. 210。また、ミラー・ベンは、1942年7月中旬のインド副王秘書との会見で、今回の運動においては、たとえ暴力事件が発生しても、それだけの理由で運動が中止されることはないであろう、とガンディーの意向を伝えている。Mansergh (ed.) 1971, No. 286, p. 408.

104) 1946年2月10日付の「ハリジャン」紙掲載の記事「サボタージュと秘密活動」。ガンディー1971, pp. 88-94。プラサードは、1942年7月の会議派運営委員会の後、ワルダーで、電信線の切断と鉄道の破壊活動を非暴力としてよいかどうかという問題が持ち上がり、ガンディーはこれに対して、ある行為が暴力に属するか非暴力に属するかは、その行為者の動機、行為方法、そして、それから生ずる結果による、たとえ、人がその行為の結果死んだり、罪のない人がそれで傷ついたりしても、我々はその行為を非暴力とみなせる状況を考えることができる、と答えたと述べている。Prasad 1957, pp. 535-6。ここでは、ガンディーの「非暴力」という大きな問題を扱う余裕はないが、このガンディーの返答は、彼が彼の「非暴力」について、質問者の望むような形で定義することしなかった理由の一端は示していよう。

105) たとえば、K. G. マシュルワーラー(Kishorlal Ghanshyamdas Mashruwala, 1934-40年にかけて「ガンディー奉仕協会」代表)は、反乱勃発後「ハリジャン」紙に、こうした破壊活動が非暴力として認められるものであるという記事を発表した。Chopra (ed.) 1976, p. 143.

106) Chopra (ed.) 1976, I-60, pp. 245.

107) Chopra (ed.) 1976, I-61, pp. 245-6.

者、活動家の間にある種の混乱があったことは明らかであるが、このことは、会議派運営委員会が明確な運動計画に基づいた組織活動を展開していなかったことを反映している。そして、こうした混乱の原因は、最終的にはガンディーの方針に帰せられよう。

さて、会議派運営委員会が彼らの逮捕前に明確な運動計画を何ひとつ残さなかつたかどうかということは、重要な問題である。この関係で検討しなければならないものに、会議派指導者の一斉逮捕後のほんのわずかの間に全インド中に広まったとされる「会議派全国委員会12ポイント・プログラム」(The All India Congress Committee twelve-point programme, 以下「12ポイント・プログラム」と略記)がある¹⁰⁸⁾。以下抄訳して紹介する。

指示 1. 全インドのすべての町、村において、平和的なハルタールを行なうこととする。そのハルタールは、ガンディージー、会議派議長そして会議派運営委員会メンバーの逮捕に対するインドの抗議を意味するとともに、ガンディージーの逮捕とともに開始された闘争を勝利するまでやり抜くという決意のシンボルともなるであろう。そして、夕方には、町や村で集会を開き、そこで我々は、会議派の「インドを立去れ」のメッセージを伝えることとする。もしその集会が禁止されたならば、抵抗すべきである。

指示 2. 我々インド人は、生活必需品である塩をどこで製造しようと自由である、と考えるべきである。製塩を禁止している法律には抵抗すべきである。

指示 3. 我々の闘争は、できるだけ大規模な非暴力不服従である。70万の村に住んでいる数えられない程多数の人々が、我々の闘争を支えている。彼らに、彼らを隸属させ、そして救い難い貧困状態におとしめた外国政府への協力をやめさせよ。その時が来たら、彼らに政府への税(revenue)の支払いをすべて

やめさせよ。ザミーンダーリー制が施行されている所では、人々と運命をともにし、政府へのすべての協力をやめるという条件で、彼らザミーンダールにもその税の分け前を与えてよい。

指示 4. 学生は我々の闘争の前衛であり、全インドの物いわぬ民衆をかきたて覚醒させるのは、彼らの重大な使命である。16才以上の学生に大学から退出させ、勝利の日まで非暴力闘争を遂行させよ。

彼らはこの国の知識層であり、我々の指導者が彼らに何を望んでいるかをよく知っている。我々の指導者が殆んど逮捕されてしまった今、この空白を埋められるのは彼ら学生だけである。

指示 5. 政府の役人は、我々を抑圧している余命いくばくもない政府の側について同胞を裏切るのか、あるいは、我々の側について現在、そして将来において祝福を受けるのかという選択を迫られている。辞職する勇気のない人は、同胞を抑圧せよという命令に対して「いや」という勇気さえ持てばよいのだ。もしその結果解雇されたならば、喜んでそれを受けさせよ。

指示 6. ガンディージーがいったように、軍隊のすべての兵士に自らを会議派メンバーとみなさせよ。もし上官が彼らに会議派メンバーとしての良識を傷つけるような命令をくだしたならば、彼らにそれに従わせず、その結果を喜んで享受させよ。非暴力の群衆、平和な行進や集会に対して警棒による横打をしたり、催涙ガスを放ったり、また発砲したりすることが、彼らの義務であるわけがない。インドは、彼らがこの偉大な闘争において立派な役割を演じることを期待している。

指示 7. インド藩王国はインドの重要な一部であり、今日闘争は、英領インドにおける闘争と同じ位に、藩王国における闘争でもある。会議派全国委員会においてガンディージー

108) この全文は、Government of India 1943, pp. 57-62.

一は、藩王たちに、インドの人々と共に目的を持ち、そして彼らと共にくびきを取り払うように呼びかけた。この呼びかけに彼ら藩王たちがどのようにこたえようと、藩王国の同胞に彼ら自身の闘争をさせよ。彼らの今日の闘争は藩王たちに対するものではなく、藩王と藩王国の人々を従属させている外国の支配者に対するものである。もし藩王たちが外国の支配者の側につくなれば、この両者の連合勢力と闘うことが藩王国の人々の義務となるであろう。

指示 8. ガンディーがこれまで何度も強調してきたように、インドの女性は非暴力闘争において重要な役割を演じることができる。もし彼らが今日の闘争に非暴力の犠牲と受難の精神を持ちこむならば、我々の闘争は必ずや短期間のうちにすみやかにその目的を成就するであろう。

指示 9. すべての男女に、「行動か死か」というモットーを記したバッジをつけさせよ¹⁰⁹⁾。これは、インドの独立に向けて死ぬまで闘い抜くという、我々の決意宣言となるであろう。

指示 10. この闘争はヒンドゥー教徒、イスラム教徒、 sikhs 教徒、パールシー教徒、キリスト教徒のすべての人々が参加しなければならないものである。独立闘争においてはコミュニティーや人種の違いは問題とならない。もしコミュニティー間に争いがあるならば、偉大な目標に向けての犠牲と受難のなかでそれらをひとつにさせよ。

指示 11. マハートマ・ガンディーの逮捕によって、インドのすべての男女は彼の後継者になった。インドのすべての息子や娘は、「勝利か死か」をモットーとすべきである。我々は生きながらえるにしろ、死ぬにせよ、「自由な人間」(free man) として生き、ある

いは死ぬのである。ガンディーが獄中にいる限り、我々には安らぎの時はない。これは我々の最後の闘争である。もしすべての人々が自らの義務を果たすならば、闘争は2カ月以内に終るであろう。すべての人々が闘争への参加を呼びかけられている。何百万人もの多くの人々が活動し、インドを縛っている鎖を破壊しなければならない。闘争は非暴力闘争に属し得るすべての活動を含むであろう。ガンディーが残した「行動か死か」のメッセージに従おうではないか。我々の目標は外国支配を終らせることがある。非暴力という条件に従うならば、その目標の助けとなるすべての行為が許される。すべての州の人々は、行政を麻痺させるあらゆる非暴力の手段を行使しなければならない。すべての人々は自らが自らの指導者である。闘争遂行にあたってすべての州は自由裁量権を有している。我々は自らを「自由な人間」とみなし、そのようにふるまうべきである。その結果いかなる苦難がふりかかるかと、我々は喜んでそれを享受するであろう。

指示 12. 我々はガンディーが重視してきた糸紡ぎを忘れてはならない。それは闘争を力強く鼓舞するであろう。

以上「12ポイント・プログラム」を要約したが、そこから明らかなように、これはガンディー、会議派指導者の逮捕を前提として作成されており、内容的にはガンディー色のきわめて濃いものである。こうした点に関連して、ウィキンダンは、(1)「12ポイント・プログラム」は内容的によく推敲されたものであり、急いで作成されたものではない、(2)内容的にみても、これは会議派社会党によって作成されたものではない¹¹⁰⁾、(3) 1942年8月11日、ボンベイから帰る途中カルカッタで逮捕された会議派全国委員会メンバーのハーリ

109) ガンディーは8月9日の逮捕前、ピヤレーラール (Pyarelal) を通じて、インド国民に次のようなメッセージを残したといわれている—すべての非暴力の兵士に、サティヤーグラハ闘争の過程で死んだ時、非暴力に身を委ねることのない他の者から区別できるように、「行動か死か」のスローガンを布か紙の切れ端に書かせ、それを身につけさせよ。Tendulkar 1953, p. 216.

110) R. N. ミスラもこのように陳述している。Chopra (ed.) 1976, II-23, p. 274.

ーパーダー・サルカール (Haripada Sarkar) の所有物から、これは既に印刷された形で発見されている¹¹¹⁾、(4) 政府当局の調査報告書は、ガンディーが8月8日、会議派全国委員会終了後の運営委員会メンバーとの運動計画をめぐる話し合いのなかで、すでに承認を与えている「クリパラーニー回状」(Kripalani Circular, 内容は一切不明)につけ加えることは何もない、と述べたことを伝えている¹¹²⁾、(5)当時会議派と密接に接触していたサルヴァティー (Salvati, その人物・経歴については一切不明であるが、業界新聞の記者と思われる) という人物が、ボンベイからカルカッタの「インド商工会議所連合」(Federation of

Indian Chambers of Commerce and Industry) 会長の G. L. メヘタ (G. L. Mehta) に宛てた1942年8月7日付の書簡で、木曜日 (8月6日のことと思われる) に会議派運営委員会は大きな進展を遂げた、ガンディーはこの日の午前中全部を、連合国が会議派の要求を拒絶した場合の行動計画の輪廓づくりに費した、という情報を伝えている¹¹³⁾、という5つの理由から、次のような興味深い推理をしている。

(1) 「12ポイント・プログラム」はボンベイで、遅くとも8月9日以前に印刷されたに違いない。

(2) 「クリパラーニー回状」とは「12ポイ

111) Chopra (ed.) 1976, pp. 91-2.

112) Chopra (ed.) 1976, I-99, pp. 257-8. この情報は、ボンベイの会議派全国委員会から帰る途中カルカッタに立ち寄った、前アッサム州首相 G. バルドロイから得られたとされている。この情報は8月8日の夕方、ボンベイの情報部の者からヴァラブーバーイ (Vallabhbhai, この情報からは、デーサーイーかパテールかは不明) に、明朝会議派指導者が逮捕されるというメッセージが届けられたため、ガンディーと会議派運営委員会メンバーが、来たるべき運動に向けて簡単な打ち合わせをしたことを使っている。ここで引用したのは、この打ち合わせの席でのことである。一方、アーザードは、8月8日、彼の親戚の者がボンベイ警察の友人から入手した情報を持って彼を訪ねて来たが、留守のため、ブーラーバーイ・デーサーイーにそのメッセージを渡していくってあった、と述べており、上述の打ち合わせについては何も触れていない。Azad 1964 p. 83.

113) Chopra (ed.) 1976, S-59, pp. 312-3. サルヴァティーは、更につづけて、もしインド副王からの回答が満足出来るものでなければガンディーは運動を開始するであろうとして、以下のように書き伝えている。ただし、〔 〕内については、Chopra (ed.) 1976, p. 92. の記述に従い補った。

彼（ガンディー）が会議派運営委員会メンバーに説明した所によれば、ガンディーはその大衆運動を24時間のゼネラル＝ハルタールで開始するであろう。そして、その日は、断食と祈りの日となるであろう。彼はこのハルタールの日に、市や町において集会が開かれることを望んでいない。しかし、彼は、村では集会を開き、会議派の今回の動きを説明するよう指示するであろう。彼は、つづいて、1920年の計画に従って、学生は学校から、法律家は裁判所から、役人は役所から、そして、警官は警察署から退出するよう要請するであろう。次の段階では、製塩工場の襲撃や法律で禁止されている製塩を大規模に行なうことによる塩法の破棄、外国衣服店、酒店のピケッティング、産業ストライキの推進、鉄道や電信の停止、軍人への軍隊からの退出の要請、税の不払い、自治政府の樹立が行なわれるであろう。もしガンディーが自由の身でいられたならば、彼が段階ごとに指示を出すであろう。しかし、もし彼が逮捕されたならば、それは会議派に対する政府の宣戦布告とみなされるべきである。彼はまた〔獄中では〕断食にも訴えるであろう。〔もし人々が彼の計画を遂行し、イギリスのインド支配に耐えることを拒否するならば〕彼はその断食を中止するかもしれない。この計画は会議派運営委員会において討議され、その殆んど絶対多数で承認されたものである。

以上、サルヴァティーによる情報を紹介したが、その後半部分は後述するガンディーの計画案に比べかなり激しいものとなっているものの、前半部分がガンディーのそれに近いことは注目に価しよう。そして、更に興味深い点は、この文章が殆んどそのままの形で、「12ポイント・プログラム」の前か後に一緒に印刷されてしましばし発見されたということである。Chopra (ed.) 1976, p. 92. ただし、この「12ポイント・プログラム」の情宣活動に従事した地下組織の指導者サディク・アリー (Sadiq Ali) がこの引用部分については間接的に得たものであると語ったことが報告されているのみで、その出所は不明である。Chopra (ed.) 1976, II-24, p. 274.

ント・プログラム」のことかもしれない。

このウィキンダンの推理はかなり説得力を持っているように思われる。なぜならば、D. G. テンドゥルカルは彼のガンディー伝で、8月7日にガンディーが、会議派運営委員会に「機密書類」と印された指示書の草案を提出したことを指摘しているからである¹¹⁴⁾。テンドゥルカルが拠ったのは、1944年7月24日のガンディー自身の発表と思われるが、この草案の内容は要旨以下のとおりである¹¹⁵⁾。なお、テンドゥルカルの引用は一連の長文の形をとっているが、ここでは便宜上項目化して要約することとする。

(1) ハルタールの日は、町で行進をしたり集会を開いたりすべきではない。すべての人々は24時間の断食をし、そして祈りをささげるべきである。またこのハルタールは自主的になされるべきで、何人もそれを強制されなければならない。

(2) しかし、村においては暴力や騒動が発生する恐れがまったくないので、集会を開いたり行進をしたりしてもよい。そして責任ある会議派メンバーは、このサティヤーグラハ闘争の目的がイギリス支配を終らせ、全インドの独立を達成することにあるということ、イギリス支配の撤退後には、会議派のものでも、また他の特定のグループ、政党のものでもない、そして、ヒンドゥー支配も他の特定のコミュニティーの支配も意味しない、3億5千万の全インド人を代表する政府が樹立されるということ、更に、この闘争がイギリス人に対するものではなく、イギリス支配だけに対するものであるということを、人々に説明すべきである。

(3) 地方の会議派活動家は、その属する会議派州委員会に、ハルタールや他の活動状況についての報告書を提出すべきである。またこの会議派州委員会も会議派中央に対して同様にすべきである。

114) Tendulkar 1953, pp. 212-5.

115) Mathur 1979, p. 172-6.

(4) 指導者が逮捕された場合には、代りの者をその地位に就けるべきである。各州はそれぞれの事情に応じて、そのための手配をしておくべきである。そして最後の手段としては、各会議派メンバーが皆自分自身の指導者となり、祖国に奉仕すべきである。

(5) 会議派に登録されている者だけを会議派メンバーと考えるべきではない。全インドの独立を願い、真実と非暴力をこの闘争の武器と信じるインド人は皆自らを会議派メンバーとみなし、そのように活動すべきである。ただしコミュナリズム、またはインド人のある部分やイギリス人に対する敵意や悪意を持っている者は、この闘争に参加すべきではない。闘争の妨げとなるからである。

(6) すべてのサティヤーグラヒーは、闘争に参加する前に、独立達成の日まで闘いつづける決意をすべきである。

(7) 政府役人、政府系の工場、鉄道、郵便局等に働く労働者はハルタールに参加しなくともよい。我々の目的は、日本、ナチ、ファシストの侵略もイギリスの支配も決して許さないということを明らかにすることにあるからである。それ故、我々はさしあたり上記の政府機関を妨害しないつもりである。しかし、彼らにも職場を放棄して闘争に参加するよう要請する時が来るかもしれない。

(8) 中央ならびに州の議会に議席を持つすべての会議派メンバーは、直ちに議席を放棄し、議会から退出すべきである。しかし、祖国の独立の敵やイギリス政府の取り巻きを利用してこの議席を埋めようとする試みがなされたならば、立候補して彼らの当選を妨害すべきである。市議会等についても同様とする。

(9) 政府の役人は、行き過ぎや不正をするように要求されたならば、辞職するのが彼らの義務である。独立インド政府には、高額の給料で現在帝国に仕えている者を雇いつづける義務もなければ、彼らに多額の手当を支払

いつづける義務もない。

(10) 官学に学んでいる学生は皆学校を離れるべきである。そして16才以上の学生は、独立が達成されるまで学校に戻らないという覚悟のもとに、サティヤーグラハに参加すべきである。このことも強制されてはならない。

(11) 村人はたとえ村や家屋からの立ち退きを要求されても、十分な補償金や代わりの土地が提供されなければ、きっぱりと拒否すべきである。我々は軍事活動を妨害したくはない。しかし高圧には屈服すべきでない。

(12) 塩税は貧しい人々の大きな負担となっている。故に、塩が製造できる所があれば、どこでもそれをしてよい。

(13) 地税は我々が自分たちのものとして認めた政府だけに支払われるべきである。我々が現在の政府をそのようなものとして認めなくなつて久しいが、これまで我々には地税の支払いを拒否する用意がなかった。しかし、この闘争においては、勇気のある者は地税の支払いを拒否すべきである。ザミンダーリー制が施行されている所では、もしザミンダールが農民の側につければ、相互の取り決めに従って、農民は彼らにもしかるべき取り分を与えるべきである。しかもしも彼らが政府の側についたらば、彼らには何も支払うべきではない。

(14) この他にいくつかの指示事項があるが、それについてはその機会が来た時に指示することとする。

「12ポイント・プログラム」とガンディーによる計画案とされているものを比較して気付くことは、前者が政府行政の麻痺を直接的に呼びかけているのに対し、後者にはむしろ段階的に運動をすすめて行こうとする意図がみえることである。しかし両者の間には共通点が多く、直接的にせよ間接的にせよ、この両者の間に何らかのつながりがあることは疑いない。ウィキンダンの指摘に沿って考え

るならば、このガンディーの草案に基づいてクリパラーニーがひとつの回状を作成した、そして、会議派運営委員会は彼らの逮捕前夜この「クリパラーニー回状」^{サーキュラー}をめぐり議論をつづけ、最終的に「12ポイント・プログラム」を作成した、と推理することも可能である。しかし、このことを裏付ける決め手の資料はなく、会議派運営委員会の当事者たちはいずれも、逮捕前の数日間における彼らの活動については沈黙したままである。ガンディー、会議派指導部が逮捕直前に何らかの指示書を作成し、後に残していくたとえを伝える資料はいくつかある¹¹⁶⁾。しかし、「12ポイント・プログラム」も含めて何らかの指示書が、ガンディー、会議派指導者の逮捕直後に、この後地下組織を設立する S. クリパラーニー (Sucheta Kripalani, J. B. クリパラーニーの妻) 等によって作成されたということを伝える資料も同様にみられ、いずれにしても決め手とできる資料はない¹¹⁷⁾。

以上、生じた反乱との関係でガンディーと会議派の活動をみてきたが、そこから以下のことが明らかとなろう。会議派は、ガンディーの路線に基本的に合意して以降、とりわけ1942年7月14日の運営委員会決議以降、来たるべき大衆的非暴力不服従運動に向けた準備活動を、全インド的規模で開始した。しかしそれは、会議派指導部の一定の運動計画に従って遂行されたわけではなく、中央ならびに地方の会議派指導者たちが、直接的あるいは間接的に知ったガンディーの言動から様々な運動型態を予測し、それに向けて各自の判断で遂行したにすぎなかった。しかも、その運動の基本原則とされていた非暴力に対する理解も各人各様であり、このことは、この準備活動が、一方では一定の制限のなかで遂行されながら、他方では多様な内容を含むという結果を導いた。運動計画の全権はガンディーに委ねられていた。しかしガンディーは副王

116) Chopra (ed.) 1976, II-2, pp. 265-7, II-55, pp. 285-6.

117) Chopra (ed.) 1976, II-3, p. 267, II-4, p. 267.

との交渉を予定していたために、少なくとも逮捕の直前までその運動計画を明確にしなかった。会議派運営委員会がこのガンディーの計画案に基づき何らかの運動計画を作成し、逮捕前にそれを外部に伝達していたかどうかについては、不明な点が多い。しかしたとえそうしていたとしても、指導部を失った指示がどれ程正確に伝わり、どれ程効力を發揮したかは疑わしい。こうして、政府当局の弾圧策の後に残されたものは、それ以前にすすめられていた様々な準備活動と、それに関係する様々な憶測だけであったといえよう。このことは、1943年4月10日に逮捕されたC・カント (Chandar Kant, その人物・経歴については一切不明) という人物が、通信・交通機関と政府財産の破壊活動を煽動したというパテールの演説に言及し、会議派指導者の逮捕の後人々が知っていた計画は、このパテールの演説だけであった、と陳述していること¹¹⁸⁾、また、「アーンドラ回状」の作成者であったK・ヴェンタカラーオが、アーンドラ州会議派委員会書記のサダーナンダム (Sadananadam) に宛てた1942年8月9日付の書簡で、次のように述べていることからもみてとれよう¹¹⁹⁾。

偉大な闘いが始まった。ガンディージーは昨晩2時間半の演説をした。それは感動的なものであった。午前3時にマハートマージー、会議派運営委員会とポンベイ州会議派委員会の全メンバー、そして100人の有志が逮捕され、敬礼の旗は催涙ガスで散り散りにされた。

様々なうわさが流れている。我々はヴィジャイワダ (Vijaywada) に帰れないかもしない。この書簡はその場合に備えて、いくつかの指示を与えるためのものである。

118) Chopra (ed.) 1976, II-36, p. 279.

119) Chopra (ed.) 1976, II-5, p. 267.

120) これは明らかに「アーンドラ回状」を指している。

121) Tendulkar 1953, pp. 115-6.

122) クリップス交渉については、四宮 1978. なお、この第1点については、この論文では明確でない。この解釈は、その後の山口博一氏の示唆に負う所が大きい。

(1) 他の情報とともに我々の本来の計画を広めよ¹²⁰⁾。段階ごとにやる必要はない。全段階を同時にやってもよい。それに加えて、道路沿の木を切り倒し、道筋に寝かせよ。それを毎日やれ。役所に行進し、それはもはや機能を止めていると宣言せよ。そして、警棒の横打を受けよ。ビルマで地方警官がどのような目にあったのかという例をひいて、これと同じ道を歩まないように警官にアピールせよ。駅と駅との間ごとに線路をまたぐ格好で赤旗を立て、この旗の間の線路だけを取り除け。電信・電話線 (wires) を切断してもよい。人命に危害を加えては絶対にいけない……。

VI

以上、はじめに掲げた問題関心に沿って、「インドを立去れ」運動をいくつかの角度から考察してきた。以下、全体をまとめてみたい。

ガンディーにイギリスのインド統治機構の全面撤退を決意させた直接的契機が、クリップス交渉の決裂、あるいは、クリップス提案そのものにあったことは疑いない。1942年6月初旬のルイス・フィッシャーとの会談でガンディーが自ら語っているように、クリップス提案は彼にとってまったく魅力のないものであった¹²¹⁾。クリップス交渉をとおして明確にされた点とは、基本的に次の2点、第1に、戦後インドは何らかの形でイギリスから独立することができる、第2に、戦時中におけるインドの独立はない、であった¹²²⁾。イギリスがインドの一方的な参戦を決定して以後の会議派の最少限度の要求は、たとえ憲制問題の最終的解決を戦後の課題として棚上げしても、イギリスはインドの独立を即時宣言

し、その上で、インド臨時国民政府を樹立すべきということであった。クリップス交渉の最終段階でなされた防衛権をめぐるやりとりは、この国民政府の実態をめぐるものに他ならなかった。クリップス交渉は、一面においては、会議派の要求とイギリス政府の立場との間の距離を明確にしたものともいえる。

『会議派の責任』が取り上げたものとして、ガンディーは約束された独立を、なぜ、戦後まで待てなかつたのか、という問題がある。この問題は、当時のインド人の危機意識に対するイギリス側の無理解を反映したものといえる。イギリスにとってインドは単なる植民地、あるいは軍事基地にすぎなかつたとしても、インド人にとってそれは祖国に他ならなかつたという簡単な理由からである。ガンディーが要求したインドの独立とは、祖国防衛のための緊急手段として強く認識されていた。彼は連合国敗北を確信していた。そして、この確信を支えるものとして、彼独自の防衛力認識があり、それを裏付けるものとして、ビルマの教訓があった。

一方、ネルーやアーザードは、日本の参戦とクリップス交渉の決裂により、袋小路に追いつこまれてしまった。彼らは、ガンディーとは異なり、防衛力を精神の力としてではなく、軍事力として認識していた。こうして、日本の参戦を契機として、非暴力不服従運動をめぐる、ガンディーとネルー、アーザードの立場は逆転した。イギリス（インド政府）によるインドの戦争努力とインド防衛とは、重なり合いながらも、重なりきることのない問題であった。日本軍の予知される侵攻に備えるにあたり、ガンディーは両者の重なり合わない部分に、ネルー、アーザードは重なり合う部分にそれぞれ重きをおいたといつてもよい。

「インドを立去れ」決議は、ガンディーとネルー、アーザードの妥協の産物であった。ネルー、アーザードにとって、この決議内容は、もしイギリスが会議派の要求を拒否されなければ、彼らがクリップス交渉でとった

立場と完全に一致するはずのものであった。一方、ガンディーにとってそれは、もしイギリスがこの要求を拒否すれば、彼は何の譲歩もしなかつたことになるはずのものであった。両者の間の妥協は、このような性格をもっていた。

この妥協が成立するのは、1942年7月の会議派運営委員会の直前とみてよい。従って、会議派が来たるべき運動に向けた準備活動を組織的に開始するのは、この運営委員会以降のことである。しかも、この運動計画のすべてはガンディーに委ねられており、彼がそれを会議派運営委員会に提示したのは、8月7日のことであった。また、ネルーにしても、アーザードにしても、この運動そのものよりも、その開始決定を媒介としてのアメリカからイギリスへの政治的圧力の方に多くの期待をかけていたようである。予定されていた運動が不徹底で変則的なものになった理由は、こうした点にあるであろう。

ガンディー、会議派の逮捕前の活動と生じた反乱との関係は、必ずしも明確ではない。この反乱中に生じた諸事件を数字的に追ってみても、この反乱を正確にイメージすることができないからである。ただし、本稿で示したことは、反乱の性格の一部分は伝えることになろう。ガンディー、会議派が逮捕前に残した様々な活動は、直接的、間接的にその後の反乱の土台となつた。しかし、別の角度からいうならば、もし彼らの逮捕がなければ、あのような形の反乱は生じなかつたかもしれない。

戦時中におけるイギリスのインド統治には、様々な思惑がこめられていたはずである。しかし、その目的が大旨インドからの戦争協力の獲得にあったとするならば、イギリスはインド問題の解決を怠つたというべきであろう。本稿でも明らかなように、ネルー、アーザードは、インド防衛を世界大戦のなかに位置付け、インドが積極的な役割を果たす道を模策していた。この彼らの道をふさいでしまった

ことが、「インドを立去れ」運動の基本的な原因となっていることは、指摘しておきたい。

〔付記〕

筆者は昭和53年度の東京外国语大学アジア・アフ

リカ言語文化研究所の共同研究プロジェクト（「イ
ンド・パキスタン分離独立の史的研究」）に加えて
頂いた。本稿はその間の調査活動に基づくものであ
る。関係者の方々に対し、ここに記して感謝したい。

参 照 文 献

- Azad, A. K. 1964 (repr.). *India Wins Freedom*. Calcutta.
- Bhuyan, A. C. 1975. *The Quit India Movement—The Second World War and Indian Nationalism*. New Delhi.
- Chand, T. 1972. *History of the Freedom Movement in India*. Vol. IV. New Delhi.
- Chopra, P. N. (ed.) 1976. *Quit India Movement—British Secret Report*. New Delhi.
- ガンディー, M. K. (森本達雄訳) 1971. 『わたしの非暴力』第2巻, みすず書房。
- Government of India. 1943. *Congress Responsibility for the Disturbances 1942–3*. New Delhi.
- Government of India (ed.) 1944. *Correspondence with Mr. Gandhi, August 1942–April 1944*. New Delhi.
- 桑島 昭. 1971. 「第2次世界大戦とインド」講座『世界歴史』29, pp. 139–64, 岩波書店。
- 桑島 昭. 1972. 「インド・パキスタン分離独立の前提」中村平治編『インド現代史の展望』pp. 45–97, 青木書店。
- Mansergh, N. (ed.) 1971. *The Transfer of Power 1942–7, Vol. II. 'Quit India'*. London.
- Mathur, Y. B. 1979. *Quit India Movement*. Delhi.
- Misra, B. B. 1961. *The Indian Middle Classes—Their Growth in Modern Times*. London.
- 内藤雅雄. 1979. 「インド民族運動と国民會議派の組織」『アジア・アフリカ言語文化研究』 18, pp. 12–55, 東京外国语大学アジア・アフリカ言語文化研究所。
- ネルー, J. (辻直四郎他訳) 1956 『インドの発見』下, 岩波書店。
- Prasad, R. 1957. *Autobiography*. Bombay.
- Rao, M. V. R. 1958. *Development of the Congress Constitution*. New Delhi.
- 四宮宏貴 1978 「クリップス使節団の英印権力移譲交渉」I, II, 『アジア経済』第19巻第6, 8号, pp. 46–60, 50–69, アジア経済研究所。
- Tendulkar, D. G. 1953. *Mahatma—Life of Mohandas Karamchand Gandhi*. Vol. VI, Bombay.
- Zaidi, A. M. (ed.) 1973. *The Way Out to Freedom—An Inquiry into the Quit India Movement conducted by Participants*. New Delhi.